

北海道医療計画(平成30年度～令和5年度)の 推進状況及び評価等

【5疾病5事業及び在宅医療】

1	がん	・	・	・	・	・	P. 1
2	脳卒中	・	・	・	・	・	P. 2
3	心筋梗塞等の心血管疾患	・	・	・	・	・	P. 3
4	糖尿病	・	・	・	・	・	P. 4
5	精神疾患	・	・	・	・	・	P. 5
6	救急医療	・	・	・	・	・	P. 7
7	災害医療	・	・	・	・	・	P. 8
8	へき地医療	・	・	・	・	・	P. 9
9	周産期医療	・	・	・	・	・	P. 11
10	小児医療	・	・	・	・	・	P. 12
11	在宅医療	・	・	・	・	・	P. 14

【その他疾病・事業】

12	感染症対策	・	・	・	・	・	P. 17
13	臓器等移植対策	・	・	・	・	・	P. 23
14	難病対策	・	・	・	・	・	P. 24
15	アレルギー対策	・	・	・	・	・	P. 25
16	歯科保健対策	・	・	・	・	・	P. 26
17	今後高齢化に伴い増加する疾病等対策	・	・	・	・	・	P. 29
18	医療安全対策	・	・	・	・	・	P. 30
19	医療情報の提供	・	・	・	・	・	P. 31
20	医療機関相互の役割分担と広域連携の推進	・	・	・	・	・	P. 32
21	医療に関する情報化の推進	・	・	・	・	・	P. 33
22	医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備	・	・	・	・	・	P. 35

23	血液確保対策	・	・	・	・	・	P. 37
24	医師	・	・	・	・	・	P. 39
25	歯科医師及び歯科衛生士	・	・	・	・	・	P. 41
26	薬剤師	・	・	・	・	・	P. 42
27	看護職員	・	・	・	・	・	P. 42
28	理学療法士等	・	・	・	・	・	P. 45
29	管理栄養士・栄養士	・	・	・	・	・	P. 45
30	その他医療従事者の役割	・	・	・	・	・	P. 46
31	医療従事者の勤務環境改善	・	・	・	・	・	P. 46

各疾病・事業ごとの協議は所管の専門委員会・小委員会等で行い、全体を地域医療専門委員会で協議しておりますが、地域医療専門委員会の所管項目もありますので、該当項目に下線を引いています。

北海道医療計画（H30～R5）の推進状況及び評価等

評価（進捗状況）は次の4段階で実施

- ①全体的に順調
- ②比較的順調
- ③一部に努力を要する
- ④全体的に努力を要する

5疾病・5事業及び在宅医療

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価（進捗状況）	評価理由	課題と今後の取組方針
1	がん	1 がん予防の推進 ・正しい知識の普及啓発 ・禁煙支援の体制整備 ・適切な分煙の推進	「ほっかいどう健康づくりツイッター」を活用した道民に対し健康づくり等に関する情報の発信や道内小学校におけるがん教育を推進するため、がん教育資材（DVD）の活用促進を図るなど、道民に対しがんや生活習慣に係る正しい知識の普及啓発を行っています。 また、禁煙相談やたばこが健康に与える影響に関する普及啓発のほか、小学校等からの依頼に基づき未成年者喫煙防止講座などを道立保健所において実施しました。		③一部に努力を要する	がん検診の受診率に関して、近年、ほほ横ばいで推移しており、目標値に達していないため。 また、喫煙率は、全ての都道府県の中で最も高い状況であるため。	【課題】 がん検診の受診率に関しては、近年、ほほ横ばいで推移しており、特に市町村がん検診の受診率が低調であることや、がん検診の精度管理において、精検未把握率が高くなっており、大きな課題となっています。 また、喫煙率は、全ての都道府県の中で最も高く今後一層の取組が必要です。 【今後の取組方針】 がん検診の受診率の向上や、がん検診の精度管理向上を図るため、市町村や関係団体、がん対策サポート企業の皆様との協働による様々な広報活動や受診勧奨を展開するなどして、取組を一層進めてまいります。 また、たばこをやめたい人が身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに引き続き取り組むとともに、北海道受動喫煙防止条例に規定する基本計画となる「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」（令和3年10月策定）の下、受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
		2 がんの早期発見 ・がん検診の普及啓発 ・特定健診との一体的な実施促進等効果的な受診方法の検討 ・がん検診の精度維持・向上	がん対策の推進に関する連携協定締結企業と連携し、がん検診等に関するリーフレットを配布するなど普及啓発を実施しています。 また、市町村がん検診の事業評価を行い、道がん対策推進委員会がん検診専門部会における協議を経て、精密検査受診率やがん検診チェックリスト遵守率が一定の水準以下の市町村に対し助言等を実施しました。				
		3 がん登録の推進 ・普及啓発の実施	がん登録・評価事業（委託）により、道内のがん登録状況を取りまとめて公表しました。また、北海道がん診療連携協議会がん登録部会と連携し、医療機関におけるがん登録技術者の資質向上を図っています。				
		4 がん医療連携体制の整備 ・がん診療連携拠点病院等がん医療提供体制の整備促進 ・小児がん拠点病院と地域の医療機関の連携体制の構築 ・緩和ケアの推進 ・がん医療を専門に行う医療従事者の育成促進 ・がん診療連携拠点病院の第二次医療圏ごとの整備 ・大学病院は「北海道高度がん診療中核病院」としてがん医療への取り組みを進める。 ・国が指定するがんゲノム医療中核拠点病院等によるゲノム医療の連携体制の構築や道民の理解の促進	がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院について、国の指定を受けたほか、がん診療連携指定病院の新規指定及び指定更新を行い、がん医療提供体制の確保を図っています。 北海道地域小児がん医療提供体制協議会において、小児がん、AYA世代のがんに関する情報の共有を図っています。 また、道内における小児がん医療及びがんゲノム医療の提供体制について、ホームページでの情報提供を行っています。 なお、令和4年1月から小児がん・AYA世代のがん患者などに対する「妊よう性温存療法」の治療費助成を開始しました。 各拠点病院等の医療従事者に対し、国立がん研究センターや関係学会が実施する各種研修への参加を促しています。				

指標区分	指標名(単位)	現状値 (R2見直し時)	目標値 (R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	
体制整備	がん診療連携拠点病院数(か所) * 1	20	21	20	21	100.0%	
実施数等	がん検診受診率(%) * 1	胃	34.0	50.0	(34.0)	—	68.0%
		肺	37.8	50.0	(37.8)	—	75.6%
		大腸	34.6	50.0	(34.6)	—	69.2%
		子宮頸	30.7	50.0	(30.7)	—	61.4%
	乳	30.1	50.0	(30.1)	—	60.2%	
	喫煙率(%) * 1	22.6	120以下	22.6	—	全国平均(18.3)以上	
住民の健康状態等	がんによる75歳未満年齢調整死亡率(%) * 1	男性	99.8	全国平均以下	(全国85.6) 96.7	—	全国平均(85.6)以上
		女性	66.1	全国平均以下	(全国54.9) 63.7	—	全国平均(54.9)以上

* 1 「北海道がん対策推進計画」に準拠

* 2 がん検診受診率及び喫煙率は、出典元である国民生活基礎調査での把握が3年に1回である。(括弧書きはR1実績)

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
2	脳卒中	1 予防対策の充実 ・ 特定健康診査の普及啓発 ・ 生活習慣病の発症化予防 ・ 受動喫煙の防止	生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るため、健康づくりや発症予防に関連するイベントやホームページを活用した情報発信等、広く道民に普及啓発を図りました。 受動喫煙防止対策については、令和2年3月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定、令和3年4月に全面施行され、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、条例の普及啓発や飲食店等に掲示する禁煙ステッカーを配布するなど、様々な取組を進めています。		③一部に努力を要する	急性期医療を担う医療機関がない第二次医療圏があるため、患者の受療動向に応じた医療連携体制の構築に努力が必要です。 地域連携クリティカルパス導入圏域数に変化がないため、未導入圏域への更なる普及啓発が必要です。 アウトカム数値(住民の健康状態等)については、調査結果の最新値が公表されていないため基準値から変更はありません。	【課題】 疾病の発症予防のため、特定健康診査の意義の周知や、ハイリスク者への支援、受動喫煙防止対策の強化が求められています。 医療連携体制の充実のため、消防機関と医療機関の連携、急性期から各病期に応じてリハビリテーションを受けられる体制などの充実が必要です。 在宅療養体制が可能な体制となるため、脳卒中の再発や合併症の予防、医療及び介護サービスの連携が必要です。 【取組方針】 道・市町村・医療保険者等が連携して、特定健康診査の意義を広く道民に周知し、健診受診による生活習慣病の早期発見・脳卒中の危険因子がある者の早期支援に努めます。 急性期から回復期、再発予防まで切れ目なく適切な医療が提供できるよう、ICTネットワークを活用した地域連携クリティカルパスのアプリの普及をモデル圏域を設定し計画的に推進するとともに、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。
		2 医療連携体制の充実 ・ 発症予防から応急手当、急性期医療等の各期における医療機関及び関係団体の取組を促進 ・ 地域連携クリティカルパス等を活用した、連携体制の充実	脳卒中の急性期医療及び回復期リハビリテーションが実施可能な医療機関の調査を実施し、ホームページで公表することにより急性期・回復期・維持期における医療連携を促進しています。 「生活習慣病対策推進のための連携協定」の制度を活用し、協定締結企業の協力を得て、関係機関と連携しながら、急性期・回復期・維持期医療機関、かかりつけ医、市町村等を対象とした研修会を開催するなどして、地域連携クリティカルパスの普及啓発を図りました。 ICTネットワークを活用した地域連携クリティカルパスのアプリについて、パス導入機関の協力を得て、導入について働きかけを行い、その促進を図るとともに、医療機関への試験導入を進めるなど、患者支援に関わる保健医療福祉関係者が互いに患者情報を共有できるシステムの活用促進に取り組んでいます。				

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況
体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	54	61	57	56	91.8%
	回復期リハビリテーションが実施可能な医療機関がある第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%
実施件数等	喫煙率(%) *1	22.6	12.0	(22.6)	—	全国平均(18.3)以上
	地域連携クリティカルパスを導入している第二次医療圏数(医療圏)	15	21	16	17	81.0%
住民の健康状態等	高血圧有病者の割合(%) (40~74歳) *1	男性	58.6	40.0	(58.6)	—
		女性	42.1	30.5	(42.1)	—
	在宅等生活の場に復帰した患者の割合(%)	55.9	61.3	(55.9)	—	—
	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率(%) (人口10万対) *1	男性	34.7	32.0	(34.7)	—
女性		21.0	20.1	(21.0)	—	—

*1 「北海道健康増進計画」(平成25年度～令和4年度)と調和を図る指標の目標値については、令和5年度も維持・向上とする。
*2 (括弧書き)については、参考値(直近値であるが令和元年度又は平成27~29年度データのため)

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
3	心筋梗塞等の心血管疾患	1 予防対策の充実 ・ 特定健康診査の普及啓発 ・ 生活習慣病の発症化予防 ・ 受動喫煙の防止	生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るため、健康づくりや発症予防に関連するイベントやホームページを活用した情報発信等、広く道民に普及啓発を図りました。 受動喫煙防止対策については、令和2年3月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定、令和3年4月に全面施行され、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、条例の普及啓発や飲食店等に掲示する禁煙ステッカーを配布するなど、様々な取組を進めています。		③一部に努力を要する	急性期医療を担う医療機関数維持・増加のため、患者の受療動向に応じた医療連携体制の構築に努力が必要です。 地域連携クリティカルパス未導入圏域への更なる普及啓発が必要です。 アウトカム数値(住民の健康状態等)については、調査結果の最新値が公表されていないため基準値から変更はありません。	【課題】 疾病の発症予防のため、特定健康診査の意義の周知や、ハイリスク者への支援、受動喫煙防止対策の強化が求められています。 医療連携体制の充実のため、消防機関と医療機関の連携、急性期から各病期に応じてリハビリテーションを受けられる体制などの充実が必要です。 再発予防のため、治療や基礎疾患の管理、再発時の対応について、地域の医療機関と専門的医療機関の連携体制の充実が必要です。 【取組方針】 道・市町村・医療保険者等が連携して、特定健康診査の意義を広く道民に周知し、健診受診による生活習慣病の早期発見・心血管疾患の危険因子がある者の早期支援に努めます。 急性期から回復期、再発予防まで切れ目なく適切な医療が提供できるよう、ICTネットワークを活用した地域連携クリティカルパスのアプリ普及を、モデル圏域を設定し計画的に推進するとともに、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。
		2 医療連携体制の充実 ・ 発症予防から応急手当、急性期医療等の各期における医療機関及び関係団体の取組を促進 ・ 地域連携クリティカルパス等を活用した、連携体制の充実	「生活習慣病対策推進のための連携協定」の制度を活用し、協定締結企業の協力を得て、関係機関と連携しながら、地域連携クリティカルパス運営機関、急性期・回復期・維持期医療機関・かかりつけ医・市町村等を対象とした研修会を開催するなどして、地域連携クリティカルパスの普及啓発を図りました。 ICTネットワークを活用した地域連携クリティカルパスのアプリについて、協定締結企業の協力を得て、導入について働きかけを行い、医療福祉関係者が互いに患者情報を共有できるシステムの活用促進に取り組んでいます。				
		3 疾病管理・再発防止 ・ 多職種による多面的・包括的なリハビリテーションの実施 ・ 慢性心不全の管理に関する、患者・家族、医療・介護従事者等への正しい知識の普及	急性心筋梗塞の急性期医療及び心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関の調査を実施し、ホームページで公表することにより急性期・回復期・慢性期における医療連携を促進しています。				

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	
体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	58	67	64	65	97.0%	
	心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関がある第二次医療圏数(医療圏)	13	21	13	13	61.9%	
実施件数等	喫煙率(%) *1	22.6	12.0	(22.6)	-	全国平均(18.3)以上	
	地域連携クリティカルパスを導入している第二次医療圏数(医療圏)	12	21	12	12	57.1%	
住民の健康状態等	高血圧有病者の割合(%) (40~74歳) *1	男性	58.6	40.0	(58.6)	-	-
		女性	42.1	30.5	(42.1)	-	-
	急性心筋梗塞年齢調整死亡率(%) (人口10万対) *1	男性	14.5	13.5	(14.5)	-	-
		女性	5.5	5.2	(5.5)	-	-

*1 「北海道健康増進計画」(平成25年度~令和4年度)と調和を図る指標の目標値については、令和5年度も維持・向上とする。
*2 (括弧書き)については、参考値(直近値であるが令和元年度又は平成27~29年度データのため)

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
4	糖尿病	1 予防対策の充実 ・ 特定健康診査の普及啓発 ・ 生活習慣の改善支援	<p>特定健診・特定保健指導の意義を広め、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るため、健康づくりに関連したイベントでのチラシ配布や令和2年度に運用を開始した「ほっかいどう健康づくりツイッター」・ホームページを活用し、広く道民に普及啓発を行いました。</p> <p>道民の生活習慣の改善支援を充実させるため、各関係団体と共同で特定健診・特定保健指導に携わる人材を育成する研修を実施しました。</p> <p>「生活習慣病対策推進のための連携協定」の制度を活用し、協定締結企業と糖尿病の発症予防や重症化予防をテーマに関係者向けセミナー等を開催し、医療連携体制の構築・推進や幅広い知識の普及に努めました。</p>		③一部に努力を要する	<p>特定健診・特定保健指導の実施率については、目標値への到達に向け更なる努力が必要です。</p> <p>地域連携クリティカルパス導入医療機関は減少しており、更なる普及啓発、連携体制の構築が必要です。</p> <p>アウトカム指標(住民の健康状態)については目標値への到達に向け、生活習慣病の早期発見・早期治療のための普及啓発や、患者の受療動向に応じた医療連携体制の構築が必要です。</p>	<p>【課題】 特定健診・特定保健指導の意義を広く道民に周知するとともに、適切な生活習慣により発症予防や重症化予防の普及啓発が必要です。</p> <p>未治療者への受診勧奨や糖尿病患者の疾病管理、合併症予防を推進できるように、かかりつけ医と専門医療機関、歯科診療所及び医療保険者等による連携体制の整備が必要です。</p> <p>【取組方針】 道・市町村・医療保険者等が連携して、特定健康診査の意義を広く周知するとともに、北海道国民健康保険団体連合会及び部内関係課との連携により、特定健康診査・特定保健指導の実施体制の充実に努めます。</p> <p>三角柱等の資材を活用し、糖尿病連携手帳等を用いた地域連携クリティカルパスを眼科・歯科・薬局等に普及していく取組を進めます。</p> <p>保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実に努めます。</p>
		2 医療連携体制の充実 ・ 発症予防から応急手当、急性期医療等の各期における医療機関及び関係団体の取組を促進 ・ 糖尿病患者に対し、継続治療の必要性に係る啓発の実施 ・ 地域連携クリティカルパス等を活用した、連携体制の充実	<p>糖尿病医療を担う医療機関の調査・公表において、令和元年調査から、糖尿病合併症(糖尿病性網膜症)の治療を担う眼科医療機関を追加しました。また参考として、糖尿病性腎症の治療を担う医療機関、専門職(糖尿病療養指導士、腎臓病療養指導士)のいる医療機関を追加し、地域の現状把握に努めています。</p> <p>糖尿病の重症化予防のために糖尿病及び慢性腎臓病に関する講演会のオンライン開催やパネル展を開催し、生活習慣の改善や継続治療の必要性を広く住民に啓発しました。</p> <p>「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)の活用促進を図るための啓発資材(三角柱・ミニポップ)を、道立保健所を通じてかかりつけ医、糖尿病専門医、眼科医療機関、歯科医療機関、薬局に配布しました。</p> <p>また、協定締結企業の協力を得て「糖尿病連携手帳」を道立保健所に配布し、会議・研修で活用する等、地域連携クリティカルパスの普及啓発や導入促進・連携体制の充実に努めています。</p>				

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	
体制整備	特定健診受診率(%)	42.1	70.0	(44.2) *2	-	63.1%	
	特定保健指導実施率(%)	15.5	45.0	(18.3) *2	-	40.7%	
実施件数等	糖尿病治療継続者の割合(20歳以上)(%) *1	59.8	64.0	(59.8) *3	-	93.4%	
	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関数(か所)	456	485	470	457	94.2%	
住民の健康状態等	HbA1c値が6.5%以上の者の割合(%) (40~74歳)	男性	9.0	8.0	(9.5) *4	-	-
		女性	4.1	3.3	(4.3) *4	-	-
	糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数(人) *1	808	660	701	-	-	

*1 「北海道健康増進計画」(平成25年度~令和4年度)と調和を図る指標の目標値については、令和5年度も維持・向上とする。

*2 R1実績 *3 H28実績 *4 H30実績

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
5	精神疾患	<p>1 かかりつけ医への研修等による連携体制の促進</p> <p>2 保健所や市町村等相談支援従事者を対象とした、自殺対策、ひきこもり、依存症等の支援に関する技術支援、研修の実施</p> <p>3 コメディカルスタッフや地域の相談機関職員等を対象とした、連携方法に関する研修の実施</p>	<p>北海道医師会及び札幌市との共催で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を実施しています。</p> <p>【自殺対策】：保健所職員及び市町村職員自殺対策研修、こころの電話相談員勉強会等を実施しています。</p> <p>【ひきこもり】：保健所や市町村を含む関係機関の支援者連絡会議（学習会を含む）を実施しています。</p> <p>【依存症】：保健所職員や児童相談所職員等を対象にした依存症研修を実施しています。令和2年3月に北海道ギャンブル等依存症対策推進計画を策定。令和3年3月に第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画を策定しています。</p> <p>道立精神保健センターで保健所職員や児童相談所職員等を対象にした多様な分野の研修を行い、学びを通して医療機関との連携について意識する機会を提供。医療機関向けの依存症研修において、治療や早期介入を含む対応方法について学ぶ機会を提供（依存症治療拠点機関に委託して実施）。26保健所で自殺対策に係る連携体制の構築のため、医療機関等との連携会議を実施しています。</p>		③一部に努力を要する	<p>一部の事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から進めることができず、今後実施していく必要があります。</p>	<p>【課題】 近年、かかりつけ医うつ病対応力向上研修の地方開催ができていないことや、減少傾向が続いていた自殺者数がR3には増加したこと、精神科医師の確保が困難な地域があること、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に係る取組の推進が必要であることといった課題があります。</p> <p>【今後の取組方針】 かかりつけ医や保健所・市町村、コメディカルスタッフや地域の相談機関職員等を対象とした各種精神保健医療に係る研修について、地方も含め、引き続き実施していきます。 過疎地における精神医療について、引き続き基幹病院からの医師の派遣により維持されるよう取り組みます。 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築については、障がい福祉計画に基づき取組を進めます。</p>

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針																																											
							指標区分	指標名(単位)	現状値 (R2見直し時)	目標値 (R5)	R2実績	R3実績	進捗状況																																					
5	精神疾患	4 精神科医師の派遣事業の実施	令和4年4月1日現在、本別町国保病院、町立寿都診療所、広尾町国保病院、今金町国保病院に対し、近隣の基幹精神科病院から精神科医等を派遣し、4地域で事業を実施しています。																																															
		5 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた、市町村ごとの協議の場の設置推進	市町村の設置状況については、国の調査を活用し把握しています。 保健所や精神障がい者地域生活支援センターを中心として、会議等を活用し、市町村への設置推進を行っています。																																															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名(単位)</th> <th>現状値 (R2見直し時)</th> <th>目標値 (R5)</th> <th>R2実績</th> <th>R3実績</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制整備</td> <td>認知症疾患医療センター(地域型・連携型)の整備数(医療機関数) *1</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>76.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住民の健康状態等</td> <td>入院後3か月時点での退院率(%)</td> <td>59.4</td> <td>69.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>入院後6か月時点での退院率(%)</td> <td>79.3</td> <td>86.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>92.2%</td> </tr> <tr> <td>入院後1年時点での退院率(%)</td> <td>87.2</td> <td>92.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>94.8%</td> </tr> <tr> <td>精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)(日)</td> <td>316</td> <td>316</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 21圏域のうち未整備圏域の医療資源や地域バランスに配慮して整備 *2 目標値の考え方における「現状」は、計画策定時の数値を基本とし、中間見直しにおいて新たに追加した目標数値の「現状」は中間見直し時の数値とする。</p>								指標区分	指標名(単位)	現状値 (R2見直し時)	目標値 (R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	体制整備	認知症疾患医療センター(地域型・連携型)の整備数(医療機関数) *1	18	30	22	23	76.7%	住民の健康状態等	入院後3か月時点での退院率(%)	59.4	69.0	-	-	86.1%	入院後6か月時点での退院率(%)	79.3	86.0	-	-	92.2%	入院後1年時点での退院率(%)	87.2	92.0	-	-	94.8%	精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)(日)	316	316	-	-	100.0%
指標区分	指標名(単位)	現状値 (R2見直し時)	目標値 (R5)	R2実績	R3実績	進捗状況																																												
体制整備	認知症疾患医療センター(地域型・連携型)の整備数(医療機関数) *1	18	30	22	23	76.7%																																												
住民の健康状態等	入院後3か月時点での退院率(%)	59.4	69.0	-	-	86.1%																																												
	入院後6か月時点での退院率(%)	79.3	86.0	-	-	92.2%																																												
	入院後1年時点での退院率(%)	87.2	92.0	-	-	94.8%																																												
	精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)(日)	316	316	-	-	100.0%																																												

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
6	救急医療	1 初期救急医療体制の充実 ・市町村を単位とした初期救急医療の確保 ・医師会、保健所、二次・三次医療機関との連携推進	在宅当番医制や休日夜間急患センター等により体制を確保しています。		②比較的順調	計画していた必要な施策を実施することにより、年度末時点の数値目標を概ね達成できています。	【課題】 少子高齢化や核家族化により、救急医療の需要は増加傾向にあり、医療資源の偏在が著しい本道においては迅速な救急搬送体制が必要です。	
		2 二次救急医療体制の充実 ・第二次医療圏を単位とした重症患者の救急医療24時間365日体制で実施 ・初期・二次医療機関の医療機能の明確化と役割分担の適正化に向けた関係機関の連携推進	21のすべての第二次医療圏で病院群輪番制参加医療機関や救急告示医療機関により体制を確保しています。					【今後の取組方針】 在宅当番医療機関や救急告示医療機関の支援により初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実を図ります。 また、救命救急センターへの支援やドクターヘリ等の航空機を活用し、三次救急医療体制の充実に努めます。
		3 三次救急医療体制の充実 ・第三次医療圏を単位とした重篤・重症患者に対する救命医療の確保 ・ドクターヘリのより効果的な運行を図るため、関係機関との連携の一層の推進	6つのすべての第三次医療圏において、24時間、365日体制で救命医療を行う救命救急センター13か所を確保しており、その運営に対し財政支援を行っています。 北海道ドクターヘリ連携会議や北海道ヘリコプター等運用調整会議などを開催しています。					
		4 救急搬送体制の充実 ・ドクターヘリ等の航空機の活用及び高規格救急自動車の整備促進 ・メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実	救急車によるほか、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等を活用するなど充実を図っています。 北海道救急業務高度化推進協議会を開催しています。					
		5 道民への情報提供や普及啓発 ・救急医療に関する情報提供の実施 ・AEDの整備促進、救急法等講習会等の普及啓発 ・救急医療機関と救急車の適切な利用に関する普及啓発 ・関係機関の連携推進	「救急の日」等において、医師会や消防機関などと連携し、救急法等講習会の実施やポスター・リーフレット等の配布等により救急医療機関や救急車の適切な利用等に関する普及啓発を行っています。 なお、救急法等講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から開催回数が減少しています。					

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況
体制整備	在宅当番医制等初期救急医療の確保市町村割合(%)	100	100	100	100	100.0%
	病院群輪番制の実施第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%
	救命救急センターの整備第三次医療圏数(医療圏)	6	6	6	6	100.0%
	ドクターヘリの運航圏の維持(運航圏)	全道運航圏	全道運航圏を維持	全道運航圏	全道運航圏	全道運航圏を維持
実施件数等	救急法等講習会の実施第二次医療圏数(医療圏)	20	21	6	3	14.3%
	救急自動車による搬送時間が1時間以上の救急患者割合(%)	9.2	全国平均以下	9.3	11.3	全国平均以上
救急患者の予後等	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率(%)	13.9	全国平均以上	16.7	15.3	全国平均以下
	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後社会復帰率(%)	8.5	全国平均以上	10.3	8	全国平均以下

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
7	災害医療	1 災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の確保 ・災害拠点病院において、災害時に地域の医療機関を支援 ・DMAT派遣 ・北海道災害医療コーディネータの育成、体制整備 ・ドクターヘリ等航空医療体制の充実強化 ・基幹災害拠点病院の充実、災害拠点病院間の連携強化	北海道のDMATの運営及び災害医療体制の構築に関して、「北海道DMAT等検討ワーキンググループ」で検討しました。 北海道災害医療コーディネーター養成を進めています。 大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制に係る要領を策定し、ドクターヘリ基地病院との連携を図る体制を整備しました。		③一部に努力を要する	計画していた施策を実施することにより概ね数値目標を達成しているが、EMIS研修・訓練を実施している病院の割合が未達成となっています。	【課題】 災害医療体制の維持・強化やDMATの養成などに取り組む必要があります。 【今後の取組方針】 EMIS研修・訓練を含めて、各種研修・訓練等を実施します。
		2 災害拠点病院の強化 ・耐震化の促進 ・災害拠点病院等連絡協議会の開催 ・防災マニュアル、業務継続計画の策定促進 ・定期的な訓練、各種研修等への受講促進、体制強化	すべての災害拠点病院において、業務継続計画を策定しました。				
		3 災害派遣医療チーム(DMAT)の整備 研修参加による人材育成や定期的な訓練の実施	すべての災害拠点病院においてDMATの整備を行うとともに、隊員の技能維持・向上を図るため、北海道災害医療従事者研修、北海道ブロックDMAT実働訓練などの各種訓練及び技能維持研修等を実施しました。				
		4 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備 ・定期的な入力訓練の実施促進	各医療機関におけるEMISの整備を進めるとともに、災害時における円滑な運用ができるよう、各種研修等においてもEMIS入力訓練を実施しました。 保健所職員を対象としたEMIS入力訓練を含む北海道災害急性期対応研修を実施し、各地域における病院を対象とした定期的な入力訓練の実施を促進しました。				

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況
体制整備	災害拠点病院整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%
	北海道DMAT指定医療機関整備第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%
	災害拠点病院における耐震化整備率(%)	100	100	97.1	97.1	97.1%
	災害医療コーディネーター任命数	46	44	46	60	136.4%
	災害時小児周産期リエゾン任命数	8	9	8	15	166.7%
実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定率(%)	100	100	100	100	100.0%
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院の割合(%)	18.6	100	49.8	67.0	67.0%

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
8	へき地医療	<p>1 へき地における保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無医地区等の実情に即した保健指導の実施 <p>2 へき地における診療の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所等の施設設備整備費、運営費に対する支援 ・ 道立診療所の医師確保に努めるとともに、地域医療事情等を勘案しながら設置主体の変更などを推進。 ・ 自治医科大学卒業医師や各種医師派遣事業により、常勤医及び代診医を確保 ・ 総合診療医の確保、活用 ・ 患者搬送体制の整備支援 ・ 高規格救急車、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリなどによる救急搬送体制の整備 ・ 航空医療体制の整備を進め、高度・専門的医療を受けられる体制を確保 ・ へき地診療所とへき地医療拠点の連携強化 	<p>地域保健活動の充実を図るため、保健所においては、各地域における保健活動実施上の課題について共有し、活動を推進するための体制強化や人材確保定着等に関する方策等について検討する地域保健活動強化検討会を開催しました。</p> <p>へき地診療所の運営費や施設・設備整備に対し助成しました。 一部の道立診療所において不在となっている常勤医師について、引き続き確保に努めました。 医師不足地域の医療機関へ自治医科大学卒業医師や地域枠医師を配置するほか、ドクターバンク事業等により常勤医や代診医の確保に取り組みました。 日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部や総合診療専門医を取得した医師を指導医として養成する施設に事業経費を助成するほか、総合診療医の特設PRサイトを立ち上げ、地域で活躍する総合診療医に係る好事例の発信に取り組みました。 市町村等が行うへき地患者輸送事業やへき地患者輸送車の整備に対し助成し、患者搬送体制を支援しました。 救急車のほか、消防防災ヘリコプターやドクターヘリ等の活用を図り、航空医療体制の確保に取り組みました。 へき地の住民が高度・専門的医療を受けられる体制を確保するため、患者搬送固定翼機（メディカルウイング）の計画的な運航に努めています。 へき地医療拠点病院が行う代診医派遣に対し助成し、へき地診療所への支援に努めました。</p>		③一部に努力を要する	<p>体制整備においては、へき地診療所数は、令和3年度中に新たに5カ所を新規に承認しており目標値に達することができました。</p> <p>へき地医療拠点病院における巡回診療や遠隔診療等の診療支援の件数は、減少又は横ばいであり、現時点では、目標値に達していません。</p>	<p>【課題】 へき地医療拠点病院における巡回診療、へき地診療所への医師派遣などについては、医師不足などを理由に実施機関が少ない状況です。</p> <p>【今後の取組方針】 へき地診療所の運営費や施設・設備整備に対する支援を行い、引き続き、へき地医療の確保に努めます。 引き続きへき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動が円滑に行われるよう支援します。</p>

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
8	へき地医療	3	<p>へき地の診療を支援する医療の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動への支援 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化に必要な機器整備への支援 自治医科大学卒業医師や各種医師派遣事業により、へき地診療を支援する医師を確保 へき地医療拠点やへき地医療を担う社会医療法人以外の医療機関からへき地診療所等への代診医派遣への支援 救急医療情報システムや小児救急電話相談事業の普及啓発 社会医療法人の認定要件にへき地医療を担う中核的な病院等に対する派遣実績を加えるよう国に要望 	<p>へき地医療拠点病院が行う無医地区等への巡回診療やへき地診療所が行う遠隔医療のシステム導入に対し助成し、へき地の診療を支援しました。</p> <p>医師不足地域の医療機関へ自治医科大学卒業医師や地域枠医師を配置するほか、ドクターバンク事業等により常勤医や代診医の確保に取り組みました。</p> <p>ホームページへの掲載やパンフレット、小冊子の配布により小児救急電話相談事業の周知を行うとともに、道内2か所で行う小児救急地域研修において、利用促進に向けた啓発を行いました。</p> <p>社会医療法人の認定にあたり、へき地医療を担う中核的な病院等に対する医師派遣について実績要件に加えるよう、国に要望しました。(令和3年5月)</p>				
		4	<p>行政機関等によるへき地医療の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> へき地医療体制の確保に向けた総合的な企画・調整を実施 道のホームページを活用した地域医療の現状や対策などについて紹介 地域住民を対象にした懇談会の開催等地域全体で医療を支える機運の醸成を図る 	<p>へき地医療体制の確保に向け、道のホームページにおいて、地域医療の現状や各種施策について紹介しました。</p> <p>地域住民を対象とした懇談会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を希望する医療機関はありませんでした。</p>				

指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況
体制整備	へき地診療所数(か所)	93	98	93	99	101.0%
実施件数等	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを実施するへき地医療拠点病院数(か所)	8	19	7	6	31.6%
	遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施するへき地医療拠点病院数(か所)	3	19	3	3	15.8%

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針																																																											
9	周産期医療	1 総合及び地域周産期母子医療センター等の整備 ・三育大学と連携し総合周産期母子医療センター等で周産期医療の提供に努める ・総合周産期母子医療センター機能の維持強化を図るとともに、認定を受けている総合周産期母子医療センターの指定を目指す ・ハイリスク分娩等に対応する地域周産期母子医療センターに対し、産婦人科医師優先的かつ重点的確保を図る ・通院時間・距離により産科医療機能の確保が必要な周産期母子医療センターについて、産婦人科医師の優先的かつ重点的な確保を図る ・産婦人科医師の勤務環境改善や地域枠制度の活用等により、より身近なところで安心して出産できる環境の整備を目指す	周産期医療に関する最先端の知識・技術が集積している三育大学産婦人科講座と協定を結ぶなど、連携を強め、周産期母子医療センターの医療機能の維持強化を図ります。 また、周産期母子医療センターの運営や施設・設備整備に要する費用の一部を補助するほか、修学資金制度(地域枠制度)において、病床数・設置主体に関わらず地域の周産期母子医療センターでの勤務を特例的に認めるなど、周産期医療体制の整備に努めており、分娩の取扱いを休止している周産期母子医療センターを有する圏域においては、隣接する圏域等において周産期医療体制を確保しています。 さらに、身近なところに産科が少ない地域における産科医療機関の運営費を補助するほか、地域でお産を支える産科医等、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給し処遇改善を進めるほか、地域枠制度を活用した医師を配置するなどし、地域の分娩体制の維持とともに、産婦人科医の養成確保に努めています。 令和2年度からは、産科以外の診療科医師を対象とした妊婦の診療に係る研修会を開催し、産科医師の負担軽減に努めています。		③一部に努力を要する	未達成の指標があることから、目標値の達成に向けて引き続き計画で定めた施策を着実に進める必要があります。	【課題】 周産期母子医療センターにおける産科医師の養成・確保等が課題となっています。 【今後の取組方針】 周産期母子医療センターの運営や施設・設備整備に要する費用の一部を補助するなどして、医療機能の維持強化を図るとともに、地域でお産を支える産科医等、NICUにおいて新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給し処遇改善を進めるなどして、課題解消に努めます。																																																											
		2 搬送体制の整備 ・妊産婦や新生児のスムーズな周産期母子センターへの救急搬送体制の確保に取り組む	北海道救急医療・広域災害システムや周産期コーディネーター事業の運営に精通した事業者業務委託しており、医療機関や消防機関等からの照会に対する情報提供、救急患者の受入医療機関との調整に加え、道民からの電話相談対応を行い、全道域での円滑な救急搬送体制を構築しています。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名(単位)</th> <th>現状値(R2見直し時)</th> <th>目標値(R5)</th> <th>R2実績</th> <th>R3実績</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体制整備</td> <td>分娩を取り扱う医療機関数(か所)</td> <td>15-49歳女性10万人当たり</td> <td>8.8</td> <td>全国平均以上</td> <td>(全国7.6) 8.0</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>産科・産婦人科を標榜する病院、診療所の助産師外来開設割合(%)</td> <td></td> <td>24.2</td> <td>全国平均以上</td> <td>(全国23.1) 24.8</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>総合周産期母子医療センター(指定)の整備医療圏数(第三次医療圏)</td> <td></td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>地域周産期母子医療センター整備医療圏数(第二次医療圏)</td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>実施件数等</td> <td>母体・新生児搬送のうち現場滞在時間が30分以上の件数(人口10万人当たり件数)</td> <td></td> <td>1.9</td> <td>全国平均以下</td> <td>(全国4.6) 2.9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全に出産できる体制</td> <td>新生児死亡率(千対)</td> <td>出生数</td> <td>1.0</td> <td>全国平均以下</td> <td>(全国0.8) 0.8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>周産期死亡率(千対)</td> <td>出生数千妊娠満22週以降の死産</td> <td>3.6</td> <td>全国平均以下</td> <td>(全国3.2) 3.1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>妊産婦死亡率(10万対)</td> <td>出生数十死産数</td> <td>3.3</td> <td>全国平均以下</td> <td>(全国2.7) 3.3</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	体制整備	分娩を取り扱う医療機関数(か所)	15-49歳女性10万人当たり	8.8	全国平均以上	(全国7.6) 8.0	7.9	産科・産婦人科を標榜する病院、診療所の助産師外来開設割合(%)		24.2	全国平均以上	(全国23.1) 24.8	25.8	総合周産期母子医療センター(指定)の整備医療圏数(第三次医療圏)		4	6	4	4	66.7%	地域周産期母子医療センター整備医療圏数(第二次医療圏)		21	21	21	21	100.0%	実施件数等	母体・新生児搬送のうち現場滞在時間が30分以上の件数(人口10万人当たり件数)		1.9	全国平均以下	(全国4.6) 2.9	-	安全に出産できる体制	新生児死亡率(千対)	出生数	1.0	全国平均以下	(全国0.8) 0.8	-	周産期死亡率(千対)	出生数千妊娠満22週以降の死産	3.6	全国平均以下	(全国3.2) 3.1	-	妊産婦死亡率(10万対)	出生数十死産数	3.3	全国平均以下	(全国2.7) 3.3	-
		指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)		目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況																																																									
		体制整備	分娩を取り扱う医療機関数(か所)	15-49歳女性10万人当たり		8.8	全国平均以上	(全国7.6) 8.0	7.9																																																									
産科・産婦人科を標榜する病院、診療所の助産師外来開設割合(%)			24.2	全国平均以上	(全国23.1) 24.8	25.8																																																												
総合周産期母子医療センター(指定)の整備医療圏数(第三次医療圏)			4	6	4	4	66.7%																																																											
地域周産期母子医療センター整備医療圏数(第二次医療圏)			21	21	21	21	100.0%																																																											
実施件数等	母体・新生児搬送のうち現場滞在時間が30分以上の件数(人口10万人当たり件数)		1.9	全国平均以下	(全国4.6) 2.9	-																																																												
安全に出産できる体制	新生児死亡率(千対)	出生数	1.0	全国平均以下	(全国0.8) 0.8	-																																																												
	周産期死亡率(千対)	出生数千妊娠満22週以降の死産	3.6	全国平均以下	(全国3.2) 3.1	-																																																												
	妊産婦死亡率(10万対)	出生数十死産数	3.3	全国平均以下	(全国2.7) 3.3	-																																																												
3 周産期医療従事者に対する研修機能の整備 ・連携体制の構築や技術向上のため、第三次医療圏内の産科医療機関の医師、看護師などを対象とした研修会を開催	周産期母子医療センターが行う研修事業に対し、経費の一部を支援するなど、研修機能の整備に努めています。																																																																	
4 助産師外来の開設等の取組 助産師外来や院内助産所の開設 ・等を促進	助産師外来の推進とサービスの質の向上を図るため、助産師外来等に携わる助産師の実践能力の向上に向けた研修を開催し、助産師外来の開設等を促進しています。																																																																	

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
9	周産期医療	<p>5 N I C U等に長期入院している児童への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N I C U等に長期入院している児童の退院、在宅への移行を促進 <p>6 周産期における災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保、災害時の周産期医療体制の構築に努める 	<p>N I C U等に長期入院している児童の在宅への移行を支援する地域療育支援施設や保護者の要請に応じて在宅等に移行したN I C U等長期入院児童を一時的に受け入れる施設に対し支援するなどして、在宅の移行を促進しています。</p> <p>国が主催する災害時小児周産期リエゾンを養成する研修に派遣(累計17名)し、人材の確保に努めています。</p>			(前ページに記載)	
10	小児医療(小児救急医療を含む)	<p>1 小児医療体制等の確保</p> <p>[相談支援体制等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急蘇生法等講習会の実施 ・ 医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療について啓発 <p>[一般の小児医療及び初期小児救急医療体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児医療地域研修事業の実施 <p>[小児専門医療及び入院小児救急医療体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次医療圏ごとに中核的な医療機関として「北海道小児地域医療センター」を、未整備圏域には「北海道小児地域支援事業」を選定 小児科医師の勤務環境の改善や関係機関との幅広い連携体制を構築 	<p>[相談支援体制等]</p> <p>救急蘇生法等講習会の実施のほか、小児救急電話相談事業により、子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対応し、電話により助言を行っています。</p> <p>[一般の小児医療及び初期小児救急医療体制]</p> <p>小児救急に関する研修会の開催や輪番制方式による小児二次救急医療体制整備に助成し、休日・夜間における入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保しています。なお、北空知では体制を確保できていないことから、隣接する上川中部において提供しています。</p> <p>[小児専門医療及び入院小児救急医療体制]</p> <p>第二次医療圏のうち20圏域において、北海道小児地域医療センターを24病院、北海道小児地域支援病院を16病院選定しています。</p> <p>小児医療を行う医師の負担軽減を図るため、1年を通じて夜間における小児救急電話事業を行うほか、小児の初期救急に関する研修会を開催しています。</p>		③一部に努力を要する	未達成の指標があることから、目標値の達成に向けて引き続き計画で定めた施策を着実に進める必要があります。	<p>【課題】</p> <p>第二次医療圏において、専門医療や救急医療を提供する体制を確保する必要があります。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <p>北海道小児地域医療センター、小児地域支援病院の選定や小児救急医療支援事業参加病院を確保し、小児医療を行う医師の負担軽減を図るため、1年を通じて夜間における小児救急電話事業を行うほか、小児の初期救急や在宅医療に関する研修会の開催、21の第二次医療圏で小児救急医療体制を担う関係機関を支援するなどして、小児医療体制の充実・確保に努めます。</p>

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針																																													
10	小児医療(小児救急医療を含む)	2 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保 [小児高度専門医療の提供] ・大学病院、北海道立子ども総合医療・療育センター等において小児高度専門医療を提供 ・[療養・療育支援体制の確保] 発達障がいの子どもや医療的ケア児等の地域生活の支援体制充実 [小児在宅医療の提供体制の確保] 医師・看護師等医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築、道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する体制の確保、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組む	[小児高度専門医療の提供] 高度で専門的な医療については、大学病院や北海道立子ども総合医療・療育センターをはじめ、周産期母子医療センターにより提供しています。 [療養・療育支援体制の確保] 発達支援に関わる実践的な知識習得の関係機関向けの研修や、障がい児(者)、家族及び地域住民を対象としたフォーラムを実施したほか、児童相談所による在宅の障がい児(者)への巡回療育相談を行っています。 また、北海道医療的ケア児等支援センターの設置など、医療的ケア児等に対する支援についての検討を行っています。 [小児在宅医療の提供体制の確保] 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療従事者向けの研修会や地域の医療・福祉等の関係者における勉強会を開催し、関係機関での連携強化に努めています。																																																	
		3 災害時を見据えた小児医療体制 ・災害時の小児医療提供体制の構築に努める	国が主催する災害時小児周産期リエゾンを養成する研修に派遣(累計17名)し、人材の確保に努めています。																																																	
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名(単位)</th> <th>現状値(R2見直し時)</th> <th>目標値(R5)</th> <th>R2実績</th> <th>R3実績</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体制整備</td> <td>小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)</td> <td>15.5</td> <td>全国平均以上</td> <td>(全国18.6)16.3</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>小児の訪問診療を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体制確保に係る圏域</td> <td>小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>住民の健康状態等</td> <td>乳児死亡率(千対)</td> <td>1.9</td> <td>全国平均以下</td> <td>(全国1.8)2.0</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	15.5	全国平均以上	(全国18.6)16.3	-		小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所のある第二次医療圏数(医療圏)	7	21	6	-	33.3%	小児の訪問診療を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	8	21	7	-	38.1%	体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	20	95.2%	北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	20	95.2%	住民の健康状態等	乳児死亡率(千対)	1.9	全国平均以下	(全国1.8)2.0	-	
指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況																																														
体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	15.5	全国平均以上	(全国18.6)16.3	-																																															
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所のある第二次医療圏数(医療圏)	7	21	6	-	33.3%																																														
	小児の訪問診療を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	8	21	7	-	38.1%																																														
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	20	95.2%																																														
	北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	20	95.2%																																														
住民の健康状態等	乳児死亡率(千対)	1.9	全国平均以下	(全国1.8)2.0	-																																															

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
11	在宅医療	<p>1 地域における連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村において、地域の課題解決に向けた取組を進め、退院支援から看取りまで継続した医療提供体制を構築 ・ 急変時に対応できるよう医療機関相互の連携体制の構築 ・ 多職種間の連携体制の構築 ・ 医療従事者と介護支援専門等の円滑な事例検討や情報交換のためのツール作成を促進 ・ 住宅施策と福祉施策の連携に努める ・ ICTを活用した取組の促進 <p>2 在宅医療を担う医療機関の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療に係る施設整備等の支援 ・ 24時間体制の在宅医療を提供できるようネットワーク体制を構築 	<p>道立保健所のコーディネートのもと、第二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会において、地域の医療・介護資源の把握、多職種による連携上の課題の抽出、事例検討を交えた合同研修、入退院時の連携ルールの作成・普及、急変時対応の仕組みの整備、地域住民への普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>北海道在宅医療推進支援センターにおいて、各医療圏域又は地域単位の現状・課題分析、在宅医療に係る先進事例集の作成、在宅医療に係る各種研修会の開催、コーディネーター及び医療アドバイザーの派遣を実施しました。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため施設等の整備を支援しました。</p> <p>在宅医療提供体制強化事業により機能強化型の在宅療養支援診療所・病院や訪問看護ステーション等の整備を促進するとともに、機能強化型の在宅療養支援診療所以外の診療所も含めたネットワークの構築を促進しました。</p> <p>北海道在宅医療推進支援センターにおいて、在宅医療推進に係る医師等向け研修を実施しました。</p> <p>在宅歯科医療連携室を支援することにより、相談・診療体制を確保し、広域な北海道における在宅歯科医療提供体制・口腔の健康の維持向上に係る、地域の連携拠点としての役割を果たしました。</p> <p>医療介護の連携強化と退院支援・在宅療養支援の実践力の向上を図るため、医療機関の看護師を同圏域の訪問看護ステーションへ出向等の支援を行いました。</p>		③一部に努力を要する	<p>北海道在宅医療支援センターを設置し、各医療圏域又は地域単位の現状・課題分析や在宅医療に係る先進事例集の作成、各種研修会の開催、コーディネーター及び医療アドバイザーの派遣のほか、在宅医療の提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた介護サービス提供体制を整備するための施設整備やネットワークの構築等を促進するとともに、第二次医療圏ごとに設置する多職種連携協議会などによる各種研修会などの開催に取り組んできました。</p> <p>訪問診療を受けている患者数は増加しているものの、訪問診療を実施する医療機関数は減少しており、目標値を下回っていることから、引き続き、実施医療機関を増やす取組を進める必要があります。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、多職種の合同研修など、一部予定していた研修会等が中止となったことから、今後、WEBなど開催可能な方法を検討し、引き続き、地域における連携促進に向けた機会を充実する必要があります。</p>	<p>【課題】 在宅医療提供体制の整備には各地域ごとに様々な課題があり、それぞれの地域における医療・介護資源、人口及び世帯構造の変化などを踏まえた上で、在宅医療の推進、介護サービスの提供体制の整備など、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域の事情に応じた取組を行っていくことが重要です。</p> <p>【取組方針】 北海道在宅医療推進支援センター事業により、各地域ごとのデータの分析、地域へのヒアリングにより各地域ごとの課題分析を行います。</p> <p>在宅医療を担う医療機関、訪問看護ステーション等の拡大に向け、北海道在宅医療推進支援センター事業による各種研修会の実施、訪問看護師確保支援事業による訪問看護師の確保や育成など、地域医療介護総合確保基金を活用した支援の取組を進めます。</p> <p>在宅医療を推進するため、専門的な医療機関と地域の医療機関とを結ぶネットワークシステム導入や医療機関と在宅患者との間の遠隔医療に対する取組を支援します。</p> <p>患者の病状急変時に対応できるよう、第二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会の活用等により、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所等の相互の連携体制の構築を目指します。</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、介護支援専門員などの専門職種が連絡・調整を図りながら、在宅療養者に適切な医療を提供することが重要であることから、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会等関係団体と連携し、各専門職種向けの研修会の開催等により在宅医療の質の向上に取り組まします。</p>

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価(進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針																																																																																	
11	在宅医療	3 緩和ケア体制の充実 ・ 関係者間の連携促進 ・ 医療従事者に対する研修実施、相談支援体制の整備 ・ 各種研修会を通じた薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理の支援 ・ 地域単位での麻薬在庫情報の共有、薬局感での融通等円滑な供給を図る	国が指定する「がん診療連携拠点病院」等が実施する、がん対策に関する事業（在宅関係では、在宅緩和ケアを提供できる診療所や訪問看護ステーションなどががん診療に携わる関係機関との連携促進及び研修機会の確保）に支援を行い、質の高いがん医療の提供体制・がん患者等に対する相談支援体制の整備に努めました。				北海道在宅医療推進支援センター事業により、在宅医療や人生会議の普及に向けた研修等を行います。 地域における在宅医療の推進には、地域全体で生活を支える仕組みを作り、住民・医療・介護・福祉・行政がそれぞれの役割を理解し協働することが重要であることから、医療や介護に関わる関係者の定期的な会合による連携体制づくりや情報提供の方法等について地域医療専門委員会在宅医療小委員会等で引き続き検討を行います。																																																																																	
		4 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実 ・ 在宅における栄養管理、歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実	第二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会による口腔ケアに係る研修の実施や情報共有により市町村に対する支援を行い、口腔ケアに関する知識の普及に努めました。 在宅歯科医療や口腔ケアの普及啓発のための広報の実施や研修会を実施しました。																																																																																					
		5 訪問看護の質の向上 ・ 研修の実施等を通じ訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図る	新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、訪問看護師養成講習会について、e-ラーニングを取り入れWEBで開催。仕事を続けながら在宅で学習できることから受講者が増加しました。 看護職等の連携シンポジウムはWEBを活用し、全道域を対象として開催しました。 医療介護の連携強化と退院支援・在宅療養支援の実践力の向上を図るため、医療機関の訪問看護師を同圏域の訪問看護ステーションへ出向等の支援を行いました。																																																																																					
		6 訪問薬剤管理指導の推進 ・ お薬手帳の普及 ・ 各種研修会を通じ、薬局間や関係機関との連携・協力による在宅患者への薬剤官指導を促進	薬と健康の週間などの機会を通じて、「お薬手帳」や薬局による訪問薬剤管理指導の普及に努めました。 一般社団法人北海道薬剤師会が開催する訪問薬剤管理指導を行う薬局の拡大に向けた研修会への支援を行いました。																																																																																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標区分</th> <th>指標名(単位)</th> <th>現状値(R2見直し時)</th> <th>目標値(R5)</th> <th>R2実績</th> <th>R3実績</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体制整備</td> <td>訪問診療を実施している医療機関数(人口10万人対)(医療機関数)</td> <td>15.1</td> <td>19.9</td> <td>15.2</td> <td>14.8</td> <td>74.4%</td> </tr> <tr> <td>機能強化型の在宅療養支援診療所*1又は病院*2のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>57.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機能ごとの体制等</td> <td>退院支援を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>在宅療養後方支援病院のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>47.6%</td> </tr> <tr> <td>在宅看取りを実施する医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>90.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多職種の取組確保等</td> <td>24時間体制の訪問看護ステーションのある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>歯科訪問診療を実施している診療所のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院がある第二次医療圏域数</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>81.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施する薬局のある第二次医療圏数(医療圏)</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>実施件数等</td> <td>訪問診療を受けた患者数[1か月当たり](人口10万人対)(人)</td> <td>516.0</td> <td>664.9</td> <td>553.3</td> <td>592.7</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>住民の健康状態等</td> <td>在宅死亡率(%)*3</td> <td>13.6</td> <td>全国平均以上</td> <td>13.6</td> <td>15.9</td> <td>63.9%</td> </tr> </tbody> </table>						指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況	体制整備	訪問診療を実施している医療機関数(人口10万人対)(医療機関数)	15.1	19.9	15.2	14.8	74.4%	機能強化型の在宅療養支援診療所*1又は病院*2のある第二次医療圏数(医療圏)	12	21	12	12	57.1%	機能ごとの体制等	退院支援を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	21	100.0%	在宅療養後方支援病院のある第二次医療圏数(医療圏)	10	21	10	10	47.6%	在宅看取りを実施する医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	19	21	19	19	90.5%	多職種の取組確保等	24時間体制の訪問看護ステーションのある第二次医療圏数(医療圏)	19	21	19	20	95.2%	歯科訪問診療を実施している診療所のある第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院がある第二次医療圏域数	20	21	20	17	81.0%		訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施する薬局のある第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%	実施件数等	訪問診療を受けた患者数[1か月当たり](人口10万人対)(人)	516.0	664.9	553.3	592.7	89.1%	住民の健康状態等	在宅死亡率(%)*3	13.6	全国平均以上	13.6	15.9	63.9%
指標区分	指標名(単位)	現状値(R2見直し時)	目標値(R5)	R2実績	R3実績	進捗状況																																																																																		
体制整備	訪問診療を実施している医療機関数(人口10万人対)(医療機関数)	15.1	19.9	15.2	14.8	74.4%																																																																																		
	機能強化型の在宅療養支援診療所*1又は病院*2のある第二次医療圏数(医療圏)	12	21	12	12	57.1%																																																																																		
機能ごとの体制等	退院支援を実施している医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	20	21	20	21	100.0%																																																																																		
	在宅療養後方支援病院のある第二次医療圏数(医療圏)	10	21	10	10	47.6%																																																																																		
	在宅看取りを実施する医療機関のある第二次医療圏数(医療圏)	19	21	19	19	90.5%																																																																																		
多職種の取組確保等	24時間体制の訪問看護ステーションのある第二次医療圏数(医療圏)	19	21	19	20	95.2%																																																																																		
	歯科訪問診療を実施している診療所のある第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%																																																																																		
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院がある第二次医療圏域数	20	21	20	17	81.0%																																																																																		
	訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施する薬局のある第二次医療圏数(医療圏)	21	21	21	21	100.0%																																																																																		
実施件数等	訪問診療を受けた患者数[1か月当たり](人口10万人対)(人)	516.0	664.9	553.3	592.7	89.1%																																																																																		
住民の健康状態等	在宅死亡率(%)*3	13.6	全国平均以上	13.6	15.9	63.9%																																																																																		
				*3 自宅、老人ホーム(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム)での死亡率																																																																																				

No.	疾病・事業等	施策の展開内容	主な事業の推進状況	数値目標及び達成状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
11	在宅医療	7 道民に対する在宅医療の理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの必要性、訪問看護等の役割の普及啓発、情報提供 ・ 日頃から急変時や人生の最終段階における医療について話し合うことについて普及啓発に努めるとともに、関係者間で患者の意思等が共有できる体制の構築 	<p>北海道在宅医療推進支援センターを設置し、人生会議（ACP）普及に向けた医療従事者向け研修を実施しました。</p> <p>第二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会の取組により住民に対する在宅医療や人生会議等の普及啓発を行っています。</p> <p>在宅歯科医療や口腔ケアの普及啓発のための広報の実施や研修会を実施しました。</p> <p>地域の薬局が健康情報の拠点として活用されるよう、道民や関係機関に普及啓発を行いました。</p> <p>地域住民や、在宅看護を支える関係者等に対して在宅看護の普及や在宅看護を支える環境整備に向けた講義を行いました。</p>			(前ページに記載)	
		8 災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者が適切に避難を受けられるよう、各種制度の普及啓発、関係機関等との連携を図る 	<p>市町村に対して避難行動要支援者の避難者名簿の作成や名簿に基づく「個別計画」の作成を促進しています。</p> <p>保健所における「薬と健康の週間」に係るパネル展等を実施しました。</p>				

北海道医療計画（H30～R5）の推進状況及び評価等

その他疾病・事業等

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
12	感染症対策	1 感染症対策	<p>1 健康危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生時の迅速な対応を図るための実地訓練や研修会等の実施により人材を育成 	②比較的順調	<p>感染症対策の実践と各関係機関の課題に応じた研修実施を通して、感染症発生時の調査や情報伝達、情報共有や搬送等の技術向上につながりました。</p> <p>各保健所の実践に反映され、一定の成果を上げています。</p>	<p>【課題】 効果的・効率的な人材育成のために、感染症対策上必要な知識と技術を習得できる研修等の継続が必要です。</p> <p>【今後の取組方針】 今年度の実践の成果と課題を踏まえ、技術向上によって改善可能な内容を見極めた上で、研修テーマを設定するなど、感染症対策に必要な知識と技術の向上に努めます。 また、教育庁や社会福祉課と連携し、担当職員の力量形成に向け、継続的に開催します。</p>
		2 感染症に関する情報収集と還元	<p>国の指針に基づき発生動向調査医療機関の基準を遵守し、すみやかな届出について周知しています。</p> <p>感染症発生時には公表ガイドラインに基づき公表し、医療機関や道民へ注意喚起を図っています。</p> <p>医療機関や道民等へ適切な情報提供を図るため、研修会やHP等での啓発や警報発令を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の公表について、道民一人一人が自ら感染予防などの適切な行動をとることができるよう地域の感染状況を適確かつわかりやすく伝えることに重点を置き、市町村毎の感染者数の公表など、必要な見直しを行いました。</p>		<p>道内の感染症発生動向調査の協力医療機関数を維持できていること、感染症発生時には速やかに公表できたこと、研修会やHP等による啓発、警報発令等による注意喚起などにより、一定の成果を得ています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の公表の見直しを通じて、道民の皆様に感染予防に資する必要な情報の提供を行うことができました。</p>	<p>【課題】 令和4年10月から更改されるサーベイランスシステムの効果的な運用のため、関係医療機関から理解と協力を得ることが必要です。 新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の公表については、国のウィズコロナに向けた新たな段階における療養の考え方・全数届出の見直し等に伴い、得られる感染者情報が限定されるため、これまでの公表方法などを見直す必要があります。</p> <p>【今後の取組方針】 新サーベイランスシステムの効果的な運用のため、関係医療機関への周知徹底をし、システム利用についての理解を深めて頂きます。 新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の公表については、これまでの公表方法の見直しの考え方や経緯とともに、国の動向等も踏まえつつ、できるだけ地域の感染状況が把握でき、感染拡大防止に繋がるよう、有識者や専門家、市町村にも意見を伺いながら、道としての取扱いを整理していきます。</p>

No.	疾病・事業等の名称		施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
12	感染症対策	1 感染症対策	<p>3 感染症病床の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準病床の確保に努める <p>また、感染症の拡大により患者が増大した場合は、一般病床等も含め、一定の感染予防策が講じられた病床を確保する</p>	<p>感染症指定医療機関の感染症病床に対する運営費補助を行い運営の支援を行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたっては、一般病床を転用するなどして入院を受入れる病床を確保しました。 (R3.3月末：全道1,863床)</p>		<p>全ての二次医療圏において感染症病床を確保しているが、基準病床数の98床に対して4床不足しています。</p> <p>また、地域全体で必要な一般医療の提供体制も維持した上で、新型コロナウイルス感染症の医療に対応できるよう病床を確保しています。</p>	<p>【課題】 二次医療圏域中、札幌圏域で基準病床の4床が不足しています。</p> <p>【今後の取組方針】 病床確保に向けた財政措置の充実を引続き国に要望してなど、感染症病床について、今後、基準病床数の確保に努めていきます。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
12	感染症対策	2 結核対策	1 結核医療体制整備 ・ 第三次医療圏ごとの入院施設や結核指定医療機関の確保	②比較的順調	十勝圏域での結核病床がなくなりましたが、他圏域の医療機関からの協力を得て入院を要する結核患者の収容を円滑に行っています。全道的にみても医療計画に基づく基準病床数に対し許可病床は上回っている状況であり、また、結核患者収容モデル事業を行うなど結核発生時における適切な結核医療が受けられる病床を確保しています。	【課題】 基準病床数では要件を満たしていますが、十勝圏やオホーツク圏に結核病床がなく、入院を要する患者が発生した場合、長距離搬送を余儀なくされる場合があります。	
			2 結核の治療体制の確立 ・ 直接服薬確認療法（DOTS）の推進			結核患者の治療成功率を高め、結核のまん延を予防するため、保健所、市町村、医療機関等の関係機関が連携し、直接服薬確認療法（DOTS）を基本とした服薬指導を促進しています。	【課題】 服薬指導を行う人材の確保を図り、服薬指導を行う必要があります。
			3 感染症発生動向調査事業の充実強化 ・ 発生動向の把握・分析及び対策の評価の充実			病原体サーベイランス（感染症発生動向調査事業）により結核の発生状況を把握するとともに、疫学情報に基づいた接触者健診の実施など、効果的な結核対策が実施できるよう、結核菌の遺伝子検査のデータ集積・分析を進めています。	【課題】 令和4年10月から更改されるサーベイランスシステムの効果的な運用のため、関係医療機関から理解と協力を得ることが必要です。
			4 人材確保と連携体制の強化 ・ 講習会の開催等を通じ、人材育成と関係機関との連携を強化			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため結核予防技術者講習会の開催を中止しましたが、関係団体が主催する研修へ参加するなど人材の育成を行いました。	【課題】 講習会の開催はできませんでしたが、研修参加により結核対策に係る必要な知識の習得により人材の育成が図られています。
					【今後の取組方針】 引き続き結核病床確保に向けた財政措置の充実や診療報酬の引上げなどを国に要望し、結核病床が確保できるよう努めていきます。		
					【今後の取組方針】 引き続き結核病床確保に向けた財政措置の充実や診療報酬の引上げなどを国に要望し、結核病床が確保できるよう努めていきます。		
					【今後の取組方針】 年齢別の効果的な取組や地域における直接服薬確認療法を行う人材の確保に努めるため、DOTSカンファレンスやコホート検討会の実施を徹底するなどして、引き続き関係機関との連携を強化していきます。		
					【今後の取組方針】 引き続き検査データの集積及び分析したものを保健所に還元するなどして予防対策に役立てていきます。		
					【今後の取組方針】 効果的・効率的な人材育成のために、感染症対策上必要な知識と技術を習得できる研修等の継続が必要です。		
					【今後の取組方針】 引き続き国や関係団体から最新の情報収集を行い、関係者との情報交換が深まるような機会を提供し、必要な知識と技術の向上に努めます。		

No.	疾病・事業等の名称		施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
12	感染症対策	3 エイズ対策	1 正しい知識の普及啓発 ・ 正しい知識、感染予防の知識の普及啓発 ・ 中学・高校生対象の健康教育の実施	ホームページの活用や、エイズ予防普及週間や地域におけるイベントにおいて、道立保健所でのチラシやポケットティッシュを配布したほか、中高生を対象とした健康教育を実施するなど道民に対する正しい知識の普及啓発を行っています。	②比較的順調	正しい知識や感染予防の知識の普及啓発及び中学・高校生対象に健康教育を、道立保健所を通じて実施しています。	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の中止・縮小をしています。必要な普及啓発や検査などを行う体制が必要です。 【今後の取組方針】 道立保健所を通じて、正しい知識や感染予防の知識の普及啓発や中学・高校生を対象にした健康教育を、引き続き実施するよう努めます。
			2 相談・検査体制の充実 ・ 道立保健所の相談・検査体制の充実	道立保健所において、エイズに関する相談や検査ができる体制が図られており、エイズ予防普及週間などの際は夜間検査などを実施し、道民に対し相談・検査態勢の充実を行っています。		道立保健所において エイズに関する相談や検査ができる体制が図られていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず保健所での検査を中止・縮小していることがあります。	【今後の取組方針】 エイズに関する相談や検査についても引き続き対応し、新型コロナウイルス感染症下であっても、必要な検査体制が確保されるような方策を検討します。
			3 エイズ治療体制の確保 ・ 医療従事者対象の研修会、情報交換の連絡会を開催	エイズ治療地方ブロック拠点病院や中核拠点病院が主催する医療従事者対象の研修会や情報交換の連絡会開催への協力や支援を行っています。		エイズ治療地方ブロック拠点病院などで主催の研修会や連絡会に協力や支援を行っています。	【今後の取組方針】 エイズ治療地方ブロック拠点病院などで主催の研修会や連絡会に対し、協力や支援を行い、治療体制の確保につながるよう努めていきます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
12	感染症対策	4 ウイルス性肝炎 (B型・C型) 対策	1 ウイルス検査の受診促進 ・正しい知識や検査の必要性に係る普及啓発	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭での普及啓発は実施できませんでしたが、ホームページ等を通じて普及啓発に努めています。	②比較的順調	受診促進につながるよう、様々な形で道民に対し普及啓発を行っています。	【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での普及啓発などの実施が困難になっています。 【今後の取組方針】 肝炎ウイルスの感染を予防するため、引き続き広く道民に対し、肝炎予防の普及啓発に努めていきます。
			2 ウイルス性肝炎の進行防止 ・精密検査や治療費の助成実施	B型・C型のウイルス性肝炎を早期に発見し、治療に結びつけるため、精密検査の費用や治療に係る医療費の一部を助成しています。		医療費助成の申請に係る手続きや、新たに助成の対象となる治療薬などについて医療機関等へ周知を図るなど、事業を推進しています。	【課題】 B型・C型のウイルス性肝炎は肝硬変、肝がんに進行する危険性があることから、早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があります。 【今後の取組方針】 B型・C型のウイルス性肝炎の精密検査の費用や治療に係る医療費の助成を行い、ウイルス性肝炎の早期発見や進行の防止に努めていきます。
			3 肝炎患者の相談への対応 ・保健所等における適切な相談対応による療養生活の支援 ・患者、家族等への情報提供の実施、ウイルス性肝炎の理解を社会に広げる	道立保健所において、肝炎ウイルス検査の実施や患者や家族などから相談への対応にあたり、情報提供を行い、ウイルス性肝炎への理解を図っています。		道立保健所において肝炎ウイルス検査を実施してこともあり、肝炎に対する患者等への相談や情報提供ができる体制が整っています。	【課題】 道民が相談・受検しやすい体制の必要があります。 【今後の取組方針】 肝炎ウイルス検査として、道立保健所での検査や相談体制の維持に努めていきます。
			4 肝疾患診療連携拠点病院等の医療提供体制の促進 ・連絡会議、研修会の開催	道内3カ所の肝疾患診療連携拠点病院などの医療提供体制の促進として、地域において患者が適切な肝疾患医療を継続的に受けられるよう肝疾患に関する専門医療機関の指定を進めています。 また、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、医療従事者研修会などを行い連携強化に努めています。		地域において患者が適切な肝疾患医療を継続的に受けられるよう、肝疾患に関する専門医療機関の指定を実施しているとともに、肝疾患診療連携拠点病院とも、医療従事者研修会などを行い連携強化に努めています。	【課題】 地域において、肝疾患医療を継続的に受けられるよう体制を整備する必要があります。 【今後の取組方針】 肝疾患に関する専門医療機関の指定を進め、地域において患者が適切な肝疾患医療を継続的に受けられることができる体制の整備に努めていきます。

No.	疾病・事業等の名称		施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
12	感染症対策	4 ウイルス性肝炎 (B型・C型) 対策	5 肝炎対策協議会における今後の対策の検討 ・医療提供体制の整備や患者の支援策の推進等について検討	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため肝炎対策協議会は中止となりましたが、肝疾患診療連携拠点病院と連携して今後の肝炎対策についての検討を行いました。</p> <p>また、医療提供体制の整備として、肝炎予防や医療に携わることができる人材育成の点から、拠点病院が行う北海道肝炎医療コーディネーターの養成を行っています。</p>		<p>肝疾患診療連携拠点病院と連携し肝炎対策について対応を検討しており、また、肝炎患者への適切な助言や受診勧奨を支援するための北海道肝炎医療コーディネーター養成を行っています。</p>	<p>【課題】 検査を実施する市町村や保健所、専門医療機関に配置している肝炎医療コーディネーターの養成が必要です。</p> <p>【今後の取組方針】 人材の育成の点から、医療従事者研修への協力や北海道肝炎医療コーディネーターの養成に努めていきます。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
13	臓器等移植対策	1 臓器移植	1 道民に対する臓器移植に関する知識の普及啓発 ・臓器移植に関する市民公開講座の開催、地域・職域における学習会への臓器移植コーディネーターの派遣等	②比較的順調	<p>関係機関・団体と連携し、臓器移植普及推進月間等において、学校の出前講座に臓器移植コーディネーターの派遣等を行い、臓器移植に関する正しい知識の普及啓発に努めました。</p> <p>市町村等への臓器提供意思表示カードやリーフレットを配置して普及に努め、各種広報等により普及啓発を図りました。</p> <p>関係団体が実施する臓器提供施設の充実に向けた活動の支援を行い、また、院内移植コーディネーターの配置推進、臓器移植コーディネーターによる普及活動の実施を支援しました。</p>	<p>【今後の取組方針】 引き続き、関係機関・団体と連携し、臓器移植普及推進月間等において、臓器移植に関する市民公開講座のウェブ開催や、地域・職域における学習会への臓器移植コーディネーターの派遣等を行い、臓器移植に関する正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>引き続き、市町村、保健所、コンビニエンスストア等への臓器提供意思表示カードやリーフレットを配置して普及に努め、各種広報等により普及啓発を図ります。</p> <p>引き続き、関係団体が実施する臓器提供施設の充実に向けた活動の支援を行い、併せて、院内移植コーディネーターの配置推進、臓器移植コーディネーターによる普及活動の実施を支援します。</p>	
		2 臓器提供意思表示の普及啓発	・市町村、保健所、コンビニエンスストア等への臓器知恵強意思表示カードやリーフレットの配置、各種広報等による普及				市町村、保健所、コンビニエンスストア等への臓器提供意思表示カードやリーフレットを配置して普及に努め、各種広報等により普及啓発を図っています。
		3 臓器移植医療体制の充実	・関係団体が実施する臓器提供施設の充実に向けた活動の支援 ・院内移植コーディネーターの配置推進、臓器移植コーディネーターによる普及活動の実施				関係団体が実施する臓器提供施設の充実に向けた活動の支援を行っています。 院内移植コーディネーターの配置推進、臓器移植コーディネーターによる普及活動の実施を支援しています。
	2 骨髄及びさい帯血移植	1 骨髄移植の推進 ・道の各種広報媒体やパネル展を通じた、骨髄提供希望者登録の普及啓発 ・赤十字血液センターのない第二次医療圏の保健所におけるドナー登録の受付 ・骨髄移植実施医療機関における無菌室の整備促進	道の各種広報媒体やパネル展を通じ、骨髄提供希望者登録の普及啓発に取り組んでいます。 また、赤十字血液センターのない第二次医療圏の保健所計18箇所においてドナー登録を受付し、ドナーの確保に努めています。	②比較的順調	<p>道の各種広報媒体やパネル展を通じ、骨髄提供希望者登録の普及啓発に取り組んだ。 また、赤十字血液センターのない第二次医療圏の保健所計18箇所においてドナー登録を受付し、ドナーの確保に努めました。</p> <p>関係機関・団体と連携し、臓器移植普及推進月間等において、学校の出前講座に臓器移植コーディネーターの派遣等を行い、臓器移植等に関する正しい知識の普及啓発に努めました。</p>	<p>【今後の取組方針】 引き続き、骨髄提供希望者登録の普及啓発を推進します。また、赤十字血液センターのない第二次医療圏の保健所18箇所において、引き続き、ドナー登録を受付し、ドナーの確保に努めます。</p> <p>引き続き、関係機関・団体と連携し、臓器移植普及推進月間等において、臓器移植等に関する市民公開講座のウェブ開催等を行い、臓器移植等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 また、普及啓発活動に加え、ドナー休暇制度の導入促進について新たに取り組むこととし、道民や道内企業に対し、広く紹介していきます。</p>	
2 さい帯血移植の推進	・「北海道臍帯血バンク」と連携した知識の普及啓発	関係機関・団体と連携し、臓器移植普及推進月間等において、学校の出前講座に臓器移植コーディネーターの派遣等を行い、臓器移植等に関する正しい知識の普及啓発に努めております。					

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
14	難病対策	1 治療研究事業の推進 ・ 指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾病の治療研究の推進により、医療の確立、普及、医療費負担の軽減を図る	指定難病、特定疾患及び小児慢性特定疾病の患者に対し医療費助成を行い、医療費負担の軽減を図っています。	②比較的順調	難病法に基づく指定難病の医療費助成等については、法令等に基づき適正に実施しています。	【課題】 平成27年1月に難病法が施行され、医療費助成や、難病患者の地域での療養生活を支える難病対策を総合的に進めていく必要があります。	
		2 在宅療養への支援 ・ 関係機関と連携した各種サービスの計画的・効果的な提供促進 ・ 訪問検診・相談事業、巡回医療相談の実施 ・ 障がい福祉サービス等の円滑な提供のため制度周知を図る	在宅の難病患者に対し計画的・効果的サービスの提供が図られるよう、在宅療養支援計画の策定や訪問指導等を実施するとともに、通院が困難な神経難病患者に対し医師や保健師等による訪問検診や、受診や医療相談の機会に恵まれない地域において、巡回医療相談を実施しています。（巡回医療相談については、R3年度はコロナ禍で中止） また、指定難病の医療費助成の更新手続きの機会等を通じて、障がい福祉サービス等の制度の周知を行っています。		地域の在宅難病患者の支援については、各保健所における在宅難病患者への訪問指導等の実施や、難病医療提供体制の整備を推進しています。 また、難病対策地域協議会については、全ての二次医療圏に設置し、各地域において、関係者との連携により、難病患者の支援のための検討や取組等を行っています。		【今後の取組方針】 法に基づく難病対策を円滑に実施できるよう、患者団体や医療機関など関係機関との連携を図るとともに、施策の充実に努めます。 また、難病診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の整備を推進するとともに、引き続き、難病対策地域協議会を通じ、地域における関係者の連携により、災害対策も含め難病患者の支援の充実に努めます。
		3 難病医療提供体制の整備 (旧 難病医療ネットワークの形成 難病医療ネットワークの整備推進)	難病医療提供体制について、難病診療連携拠点病院や難病医療協力病院等を指定するなど、体制の整備を推進しています。				
		4 難病患者・家族への支援 ・ 北海道難病連の活動支援	難病患者やその家族を支援するため、一般財団法人北海道難病連が行う相談・援助活動や難病センターの運営に要する経費の一部を助成するなど支援しています。				
		5 地域における難病患者等への支援 ・ 二次医療圏ごとに「難病対策地域協議会」を設置し、難病患者等を支援	難病患者とその家族、医療、福祉、教育など地域の関係者で構成する難病対策地域協議会を各二次医療圏ごとに設置し、各地域の難病患者の実情・課題の分析及び解決に向けた検討や取組を行っています。				

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
15	アレルギー対策	1 医療提供体制等の確保 ・ 北海道アレルギー疾患医療拠点病院の選定 ・ 北海道アレルギー疾患医療連絡協議会の設置 ・ ガイドラインの更なる普及	令和3年10月に北海道アレルギー疾患医療連絡協議会を開催し、北海道アレルギー疾患医療拠点病院候補の選定や拠点病院選定後のアレルギー疾患医療対策の方向性について協議を行いました。 またその後、令和4年2月開催の地域保健専門委員会での協議を経て、同月28日付けで北海道大学病院を拠点病院に選定しました。	①全体的に順調	北海道アレルギー疾患医療連絡協議会を開催の上、北海道アレルギー疾患医療拠点病院を選定した他、拠点病院選定後のアレルギー疾患医療対策の方向性を定めることができました。	【今後の取組方針】 令和4年度は、左記の方向性に沿い、北海道アレルギー疾患医療拠点病院を支援する地域協力病院を三次医療圏に1箇所以上選定し、全道的な診療連携体制を推進させる他、拠点病院を中心に総合情報サイトを構築し、各医療機関の検査、治療等の情報の他、医療従事者・患者関係者等を対象とした研修会・講習会の情報を道民に発信していきます。
		2 情報提供・相談体制の確保 ・ アレルギー疾患に係る情報提供 ・ 適切な自己管理に関する情報提供	保健所においてアレルギー疾患に関する相談に対応するとともに、専門的な相談が必要な場合には道内のアレルギー学会認定専門医について情報提供を行っています。 道内の花粉症において主要な原因となるシラカバ花粉等について道独自に計測を行い、その飛散状況を道立衛生研究所のホームページにより公開しています。	②比較的順調	専門医や花粉の飛散状況に関する情報提供の他、保健所において相談対応を行うことにより、アレルギー疾患に係る情報提供・相談体制の確保が図られていると考えるためです。	【今後の取組方針】 アレルギー疾患の情報提供・相談体制を充実させるため、医療機関、保健所、市町村、教育関係者等との連携を推進していきます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
16	歯科保健対策	1 地域歯科保健医療	<p>1 むし歯予防のため保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進</p> <p>フッ化物洗口普及支援事業により、未実施市町村におけるフッ化物洗口の導入や、実施市町村における保育所・幼稚園から中学校卒業までの継続した実施に向け、教職員説明会・保護者説明会等に専門職を派遣しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴ってフッ化物洗口を中断した施設に対しては、再開に向けたフォローアップを行いました。</p>	②比較的順調	<p>フッ化物洗口については、自治体内の全施設で実施している市町村もあれば、全く実施していない市町村もあり、地域差が認められます。</p> <p>「成人歯科保健に係る道民歯科保健実態調査」において、80歳で自分の歯を20本以上有する者の割合の増加（R元：38.1%、R2：41.7%、R3：42.7%）等改善の認められた指標がある一方、歯間ブラシやフロス使用者の割合の増加（50歳代・R元：63.0%、R2：66.1%、R3：64.7%）、定期的に歯科健康診査を受診している者の割合の増加（R元：33.2%、R2：32.4%、R3：32.3%）、60歳代における咀嚼良好者の割合の増加（R元：70.6%、R2：69.0%、R3：66.3%）、歯間ブラシやフロス使用者の割合の増加（40歳代・R元：63.2%、R2：61.4%、R3：62.7%）など、はっきりとした改善が認められなかった指標もありました。</p> <p>在宅歯科医療連携室は、令和2年度から相談対応件数が増加しました。（H30：728件、R元：1,003件、R2：820件、R3：930件）。</p> <p>食・口腔機能改善専門職等養成事業における養成研修の受講者数は270人であったほか、「地域ケア個別会議に従事できる歯科衛生士」に係る照会等もあり、歯科衛生士が活躍する素地ができています。</p> <p>新型コロナの感染拡大下においても要介護高齢者等に対する取組が推進できるよう、普及啓発として、介護職向けのハイブリッド研修会を実施した他、低栄養・フレイル予防のための多職種検討会の実施、「飲み込みやすいレシピ集」を作成し地域へ還元する等の取組を行いました。</p>	<p>【課題】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、フッ化物洗口を中断した学校等において事業再開が困難になっています。</p> <p>歯周病は、自分では症状に気づきにくい特徴があるとともに、労働安全衛生法に基づく事業所における歯科健診が、特定の職場を除き義務化されていないことが、成人期における歯科健診の機会が少ない要因の一部であると考えられます。</p> <p>道内で地域ケア個別会議に歯科衛生士が参画している市町村は増加してきているものの（H29：10市町村、H30：15市町村、R元：26市町村、R2：28市町村）、高齢者の介護予防と自立支援に対して十分な活用がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>北海道における8020達成状況（80歳で自分の歯を20本以上有する者の割合）は、全国平均を下回っています。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <p>全市町村でのフッ化物洗口実施に向け、関係部局連携の下、保育所・幼稚園、小学校、中学校の教職員、学校歯科医等の協力を得て、未実施市町村における導入を図るほか、中断している施設に対するフォローアップを行います。</p> <p>成人における歯周病予防として、国のモデル事業を活用しながら、地域職域連携を推進するなど、効果的なアプローチ方法を模索し、道民における口腔保健行動の改善や定期的な歯科受診の増加を図ります。</p> <p>研修を受講した歯科衛生士等が地域において活用されるよう、更なる周知に努めるほか、地域ケア会議に歯科衛生士の参画がない市町村等に対し働きかけを行います。</p> <p>高齢期になるまで自分の歯を保つためには、乳幼児期からの生涯を通じた歯科保健への取組が不可欠であるため、引き続き住民対象のイベント、各種コンクールの開催等を通じて、道民への8020運動の普及を図ります。</p>
		2 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保	<p>北海道歯科医師会と連携し、口腔内診査及び「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」を活用した保健指導から構成される歯科健診のモデル実施や保険者への情報提供を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い中止しました。</p> <p>また、医療機関が実施する糖尿病教室への北海道歯科医師会からの歯科医師・歯科衛生士派遣や、同会が実施する糖尿病と歯周病に関わる市民公開講座の開催支援を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い中止となりました。</p>			
		3 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、認知症高齢者等に対する口腔ケア提供体制の整備	<p>要介護高齢者歯科保健対策推進事業により、介護を必要とする高齢者が利用する施設、事業所等の職員及び地域の歯科医師、歯科衛生士と道立保健所職員が連携して、多職種で口腔ケア・食事介助困難事例の問題解決を図る取組を推進しています。</p> <p>北海道歯科医師会が運営する在宅歯科医療連携室に対する支援を行い、在宅歯科医療に関する相談対応や多職種連携を促進しました。</p> <p>また、食・口腔機能改善専門職等養成事業により、地域ケア個別会議や一般介護予防事業の場において、多職種の役割やケアプランを踏まえたうえで適切な助言をすることのできる歯科衛生士等を養成する研修を実施しました。</p>			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
16	歯科保健対策	1 地域歯科保健医療	4 8020運動の推進 道条例で定める「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」(11月8日～14日)及び厚生労働省が定める「歯と口の健康週間」(6月4日～10日)を中心とした普及啓発活動や図画・ポスターコンクールを実施しました。 一方、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、親と子のよい歯のコンクール、高齢者の歯のコンクールは中止しました。	②比較的順調	(前ページに記載)	(前ページに記載)
		2 障がい者歯科保健医療	1 歯科保健センターによる障がい者歯科保健医療の確保 第三次医療圏ごとに設置されている歯科保健センターの運営に対する支援を行うことにより、障がい者歯科医療の促進を図っています。 2 障がい者関連施設、在宅障がい者の歯科保健対策の推進 北海道障がい者歯科医療協力医養成のための実地研修を実施し、新規に協力医として指定を受ける歯科医師の確保に努めるとともに、すでに指定を受けている協力医が指定を更新するために必要な研修を実施し、協力医をはじめとする歯科医療従事者の資質向上に努めています。 また、道立保健所で実施している障がい者(児)歯科保健医療連携推進事業により、障がいのある人が地域でかかりつけ歯科医を確保し定期受診するための体制整備を推進しています。	③一部に努力を要する	各圏域の歯科保健センターの施設整備を支援することにより、地域における歯科医療提供体制の確保を図りました。 障がい者歯科医療協力医の新規・更新指定のための研修を実施することにより、各圏域において、障がい者に対する歯科医療提供体制が確保されるよう努めました(R2年度末現在79市町村、R3年度末現在75市町村)。	【課題】 障がい者歯科医療協力医の登録には地域偏在が認められます。 【今後の取組方針】 協力医の少ない地域で養成研修を行うなど、今後も協力医の確保と資質向上を図ります。 歯科保健センターと地域の医療機関との連携強化により、障がい等があってもできる限り身近なところで歯科保健医療サービスが受けられる体制の整備に努めます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
16	歯科保健対策	3 離島・へき地における歯科保健医療	1 離島等への歯科診療班の派遣 年3回、羽幌町天売地区及び焼尻地区に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士から構成される歯科診療班を派遣し、歯科医療確保が困難な離島の地域住民に対し歯科診療を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大等に伴い一部を中止しました。	③一部に努力を要する	新型コロナウイルス感染症の流行拡大により天売・焼尻地区各1回の歯科診療班派遣事業が中止となりました。	【課題】 派遣する歯科医療チームの高齢化に伴う従事者の確保や天候に左右されやすい派遣体制の維持が困難になっており、安定的な歯科医療提供体制が必要です。 【今後の取組方針】 道内における歯科医師養成大学等と連携しながら、引き続き歯科医師の確保が困難な離島における歯科医療の確保に努めるとともに、へき地等に対する安定的な歯科保健医療の提供体制の構築に向けた検討を行います。
		2 過疎地域等特定診療所 ・市町村が設置する過疎地域特定診療所の施設・設備整備の促進	該当する地域からの支援要望がなかったため、実施していません。			
	4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療	1 高次歯科医療の提供体制 ・高次歯科医療を提供できるネットワークの充実	各地域において、歯科医療機関同士互いに協力・連携しながら病診連携が行われています。	②比較的順調	各郡市歯科医師会における休日当番医制等により、日曜、祝祭日、年末年始を中心とした休日救急歯科医療が確保されており、また、北海道歯科医師会を中心として、歯科医療従事者が救急患者に対して適切な対応をするための取組が行われています。	【課題】 各地域において、歯科医療機関同士が互いに協力・連携しながら病診連携が行われていますが、高次歯科医療を提供できるネットワークの維持が必要です。 【今後の取組方針】 引き続き、大学病院や歯科医師会等の関係団体と連携を図るとともに、北海道歯科医師会の協力を得て、各郡市歯科医師会単位で歯科保健センターを活用した拠点型施設又は歯科診療所の輪番制により休日救急歯科医療の確保に努めます。
		2 休日救急歯科医療 ・在宅当番医制の休日救急歯科医療の確保の支援、情報提供	各郡市歯科医師会が行う休日当番医制等による歯科診療を支援することにより、日曜、祝祭日、年末年始を中心とした休日救急歯科医療の確保を促進しています。 また、歯科医療従事者が救急患者に対して適切な対応をするための取組を促進しています。			
		3 歯科医療機能情報の提供 道民への歯科医療機関に関する医療機能情報の提供	道民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、「北海道医療機能情報システム」により、診療時間や対応できる治療内容といった、歯科医療機関の医療機能情報をWeb上に公開しています。			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
17	今後高齢化に伴い増加する疾病等対策	1 介護予防 ・市町村が実施する介護予防事業に対する技術的助言、支援、専門職の派遣 ・介護予防関連事業の従事者向け研修の実施 ・介護予防事業の実施状況の調査、検証、先進事例の提供 ・介護予防・日常生活支援総合事業の促進	<p>[市町村支援チームによる支援] 各道立保健所に設置している地域介護予防・地域包括ケア事業支援チームが、市町村からの支援要望に基づき、各種事業に対する技術的助言や講師調整等を行いました。(24回)</p> <p>[介護予防ケアマネジメント従事者研修] 地域包括支援センターをはじめとした介護予防ケアプランを立案する職員を対象にケアマネジメント技術の向上を目的とした研修会を実施しました。(4回・209名)</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のため、道内の実施状況について調査を行うとともに、先進事例とともに情報提供を行いました。</p>	③一部に努力を要する	<p>左記の取組により、介護予防活動や地域リハビリテーション体制の整備の推進が図られました。</p> <p>リハビリテーション専門職を市町村に派遣し、住民主体の自主グループ支援をおこなう取組について、R3は新型コロナウイルスの影響により市町村からの希望がなく、現地支援が実施できなかったため、支援方法に工夫を講じるなど、一部に努力を要すると考えています。</p>	<p>【今後の取組方針】 介護予防の取組については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、研修会等を継続して実施します。</p> <p>リハビリテーション専門職の市町村派遣や住民主体の自主グループ支援については、現地対応が困難な場合であっても、オンライン方式を活用した支援を検討するなどして、自主グループの立ち上げ・活動定着・活性化を図ることで、地域における支え合い活動を推進します。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の推進については、実施状況調査や通いの場の実態把握を引き続き行い、先進事例とともに市町村へ情報提供します。</p>
		<p>[地域リハビリテーション] リハビリテーション専門職をアドバイザーとして市町村へ派遣し、住民主体の自主グループの形成と育成に関する支援を実施しました。</p> <p>[現地支援] R3は実施なし</p> <p>また、住民主体の自主グループ育成のための支援技術の習得等を目的とした研修会を実施しました。(15回・488人)</p>	<p>道民の健康づくり推進週間におけるパネル展等によるほか、市町村健康増進事業等で普及啓発が行っています。</p> <p>また、介護保険施設等の給食事業に対し、個別指導や研修会を実施しています。</p>			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
17	今後高齢化に伴い増加する疾病等対策	3 歯科保健医療 ・ 口腔ケアの重要性の普及啓発及び専門的口腔ケア従事者の認知症対応力向上 ・ オーラルフレイルへの対応 ・ 地域ケア会議等における専門的助言を行う歯科医療従事者の養成	食・口腔機能改善専門職等養成事業により、地域ケア個別会議や一般介護予防事業の場において、多職種の役割やケアプランを踏まえ、適切な助言をすることのできる歯科衛生士等を養成する研修を実施しています。 歯科医療従事者認知症対応力向上研修を実施し、認知症等の要介護高齢者への適切な歯科医療提供体制の構築を推進しています。 また、在宅歯科医療連携室を支援することにより、医療・介護関係者に対して在宅歯科医療に係る情報提供を行うとともに、道民に対する普及啓発を促進しています。	②比較的順調	在宅歯科医療連携室の相談対応件数は、R2年度新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響を受け減少しましたが、R3年度は平年に近い件数となっています（H30：728件、R元：1,003件、R2：820件、R3：930件）。 食・口腔機能改善専門職等養成事業における養成研修の受講者数は270人であったほか、「地域ケア個別会議に従事できる歯科衛生士」に係る照会等もあり、歯科衛生士が活躍する素地ができつつあります。	【課題】 道内で地域ケア個別会議に歯科衛生士が参画している市町村は増加してきているものの（H29：10市町村、H30：15市町村、R元：26市町村 R2:28市町村）、高齢者の介護予防と自立支援に対して十分な活用がなされているとは言い難い状況です。 【今後の取組方針】 引き続き養成研修を開催すると共に、研修を受講した歯科衛生士等が地域において活用されるよう、更なる周知に努めるほか、地域ケア会議に歯科衛生士の参画がない市町村等に対し働きかけを行います。
18	医療安全対策	1 医療機関及び薬局における ・ 医療の安全を確保するための取組の推進 ・ 医療安全管理 ・ 院内感染対策 ・ 医薬品の安全管理 医療機器の安全管理 2 医療安全に関する研修会の開催 ・ 医療機関、薬局を対象とした研修会の実施 3 医療安全支援センターの設置運営 ・ 医療相談 ・ 医療安全推進協議会	医療機関及び薬局への立入検査を実施し、医療安全管理、院内感染対策、医薬品及び医療機器の安全管理の状況について点検し、必要な指導を実施しています。 国等が行う医療安全研修会を保健所等の医療相談員が受講し、相談対応の技術向上に努めるとともに地方医療安全支援センター（サブセンターを含む）では、医療機関等を対象に研修会を開催しています。 平成15年6月から道及び各保健所に27カ所の医療安全支援センター（サブセンターを含む）を設置し、住民からの医療等に関する相談に対応しています。	②比較的順調	R3年度はコロナ禍においても感染状況を踏まえる必要があったが医療機関等に対し必要な指導を実施し、保健所の医療相談員の技術向上に努め、住民からの医療相談に適切に対応することができました。 ○R3立入検査実施数 病院：93施設 薬局：476施設 ○R3研修会開催：1回 ○R2相談件数：784件	【今後の取組方針】 医療機関や薬局において適切な医療安全管理体制が確保されるよう、立入検査を通じて、必要な助言・指導を行うとともに、医療事故や院内感染事例の周知を図り、医療事故防止対策の推進に努めます。 各保健所の医療相談員を対象とした研修会を開催し、相談対応の技術向上を図るとともに、医療機関を対象とした医療安全研修会を開催し、医療安全対策の充実に努めます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
19	医療情報の提供	1 医療機能情報の提供 ・ 医療機能情報の収集 ・ 医療機能情報の公表 ・ 医療機能情報の閲覧	各医療機関に対し、業務内容等のサービス情報などの医療機能情報について定期報告を求めるとともに、医療機能情報に変更があった場合には、随時報告を求めるとして正確な情報の収集に努めています。 道民が地域や医療機能から医療機関を検索できるよう、各医療機関から報告のあった医療機能情報を道のホームページにおいて公表しています。	②比較的順調	定期報告により各医療機関から収集した医療機能情報について確認を行い、更新された情報を適正に公表しました。	【今後の取組方針】 新たに開設した医療機関に対し、道への医療機能情報の報告及び施設での住民・患者への閲覧を指導するとともに、引き続き、毎年の定期報告及び随時報告を求め、正確な情報の収集、道民への情報公開及び施設における住民・患者への閲覧の充実に努めます。
		2 病床機能情報の提供 ・ 病床機能情報の収集 ・ 病床機能情報の活用・公表	各医療機関に対し、「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4区分に係る病床機能の定期報告を求めるとともに、未報告の医療機関に対して報告を促し、行うなどにより、情報の収集に努めています。 報告された病床機能などの情報について、地域医療構想調整会議などの場で共有し、地域医療構想の実現に向けた検討資料として活用しています。	②比較的順調	定期報告により各医療機関から収集した病床機能について確認を行い、収集した情報を活用するとともに、適正に公表しました。 (R2 報告率：96.3%)	【今後の取組方針】 新たに開設した医療機関や未報告の医療機関に対し、病床機能の定期報告を促るとともに、引き続き、地域医療構想調整会議などの場における活用及び道のホームページでの公表などにより、医療機関や道民への情報公開に努めます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
20	医療機関相互の役割分担と広域連携の推進	1 地方・地域センター病院等の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 地方・地域センター病院 地域医療機関への医師等の派遣 研修会の開催 医療機器の共同利用 	医療機能及び地域医療支援機能の充実を図るため、地域の医療機関への医師等の派遣や地域の医療機関も参加できる研修会、設備整備に係る経費を支援しています。	③一部に努力を要する	一部の地域センター病院では、医療従事者の不足等により医療機能が低下し、医療活動も減少している状況にあるため。	<p>【課題】 一部の地域センター病院では、医療従事者の不足等により医療機能が低下し、センター病院としての医療活動も減少している状況にあり、センター病院制度の安定的な運営を図るためには、二次医療圏域内において、現在のセンター病院の医療機能の共有や今後期待する役割等について、引き続き協議を行う必要があります。</p> <p>【今後の取組方針】 地域医療構想の実現のためには、地方・地域センター病院の果たす役割がこれまで以上に重要になることから、地域医療支援機能の強化や圏域ごとに均衡のとれた医療提供体制の構築が図られるよう、隣接圏域や自圏域の医療機関に対する医師等の派遣に係る経費について引き続き支援してまいります。</p> <p>離島等特定地域病院に対しては、ICTを活用したコミュニケーションツールなどの通信機器の整備について、引き続き支援してまいります。</p> <p>医師確保計画策定に併せて見直しを行った「地域枠医師の配置等の考え方」にもとづく、地方・地域センター病院等への地域枠医師の配置など引き続き支援してまいります。</p>
		2 離島等特定地域病院 <ul style="list-style-type: none"> 離島等の中心的医療機関としての医療機能の充実 	ICTを活用したコミュニケーションツールなど、通信機器を利用した離島等医療機関とバックアップ医療機関との連携による離島等の医師の負担軽減や、関係医療機関、患者・家族相互の相談体制の構築を推進しています。			
	2 地域医療支援病院の整備	1 地域医療支援病院の整備 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援病院の整備に向けた医療機関等への働きかけ 	地域医療支援病院の承認基準などについて、道のホームページを通じて周知を図っています。	③一部に努力を要する	かかりつけ医と二次医療機関との連携により、地域医療の確保を進めることが必要であり、より一層、地域医療支援病院の整備を進める必要があります。 (令和3年度)承認実績：2件、相談実績：1件	<p>【課題】 かかりつけ医と二次医療機関との連携により、地域医療を確保するという観点から、引き続き、地域医療支援病院を整備する必要があります。</p> <p>【今後の取組方針】 承認申請の相談を受けた際には、制度や承認基準について丁寧な説明を行うとともに、承認を受けている病院に対しては承認基準を満たしているかなどについて実地検査を行うなど必要な指導を行い、地域医療支援病院の適正な運営の確保に努めます。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
20	医療機関相互の役割分担と広域連携の推進	3 地域連携クリティカルパスの普及	1 地域連携クリティカルパス導入圏域の拡大、既導入圏域の連携機関・職種の拡大による地域連携クリティカルパスの更なる普及とシステム開発・構築 ICTネットワークを活用した地域連携クリティカルパスのアプリ化を図り、医療機関だけでなく患者支援に関わる保健医療福祉関係者が互いに患者情報を共有できるシステム開発・構築を行うとともに、その普及啓発を行っています。 地域の医療機関をモデルに、上記アプリのネットワーク上の情報共有の施行実施や導入に向けた実証実験を実施し、その結果を別の機関や地域に広げる等の導入に向けた働きかけを行っています。	③一部に努力を要する	<p>専門医の不足や中心となる病院がないことから導入が進まない二次医療圏があるため、ICTを活用した専門医療機関との連携体制の構築に努力が必要です。</p> <p>切れ目のない医療サービスの提供のためには多職種間の有機的連携が必要であることから、地域関係者における地域連携クリティカルパス導入の必要性や効果について認識を共有する必要があります。</p>	<p>【課題】 専門医を初めとした職員不足、中心医療機関の不在、地域連携クリティカルパスの認知不足、入力の手間がかかるイメージにより導入に躊躇している、地域連携クリティカルパスを運用する人材への普及啓発不足等の課題がある。</p> <p>【今後の取組方針】 急性期から在宅療養まで切れ目のない医療サービスを提供するために、ICTネットワークと連携できるアプリの普及について導入モデル圏域を設定し、地域連携クリティカルパスをツールとした連携体制の充実を計画的に進めます。 未導入圏域に対しては、地域の実態把握に努め、必要時に応じ関係者との意見交換等を実施しながら、導入に向けた普及促進に努めます。 関係団体との協力のもと、地域において効果的・効率的に運用できる人材育成に努めます。</p>
		2 地域において医療機関、保健福祉関係機関が集まる機会などを活用し、関係団体とも連携した地域連携クリティカルパスの普及促進と人材育成	パス運営機関・専門医療機関・回復期・維持期医療機関・介護関連施設等と連携しながら、研修会や検討会等の開催を通じて地域連携クリティカルパスの普及啓発と運用のための人材育成を図っています。			
21	医療に関する情報化の推進	1 電子カルテ等医療情報の電子化の推進	1 医療機関内の情報化の推進・電子カルテシステム等の導入促進、セキュリティの徹底	②比較的順調	<p>全国平均を目標値とした進捗率では85点となるほか、平成29年との比較では、病院で11.7%、診療所7.1%の電子カルテを導入した医療機関が増加しており、全国平均を下回る割合は縮小しています。</p> <p>二次医療圏域のうち20圏域においてネットワークを導入しているほか、医療機関間以外に薬局や介護情報との連携も進んでいます。</p>	<p>【課題】 電子カルテシステムを導入する病院及び診療所が全国の導入率と比較して少ない状況です。</p> <p>【今後の取組方針】 国において電子カルテ情報の標準化、医療情報化支援基金等により標準化された電子カルテ情報及び交換方式等の普及を目指すとしているため、その動向を踏まえ積極的な利用を促します。</p> <p>【課題】 国は医療機関や自治体が電子カルテやレセプト等の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム」の創設することとしており、地域独自のネットワークのあり方について検討が必要。</p> <p>【今後の取組方針】 国の動向を踏まえ、地域独自のネットワークのあり方等について検討します。</p>
		2 情報通信技術(ICT)を活用した情報共有の促進	1 ICTを活用した診療情報等の共有ネットワークの構築、導入支援、セキュリティの徹底			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
21	医療に関する 情報化の推進	3 遠隔医療システムの導入促進	1 システム導入の促進 ・ 医療機関等の設備整備、体制整備の支援	地域医療介護総合確保基金を活用し、専門的なアドバイス等診療支援を受けるための設備の導入に対し支援しました。		医師から医師へ指導・助言を行う遠隔医療への設備整備等の支援により、二次医療圏内での支援体制の構築のほか、全道域で対応する難病等の拠点病院の医師が地方の医師へ支援を行う体制が広がっています。	【課題】 医療機関が補助制度による支援について認識し、設備の導入、連携先医療機関との調整、検討ができるよう支援が必要です。 【今後の取組方針】 補助制度による支援内容や活用事例について、医療機関に周知を行い積極的な活用を促します。
			2 連携体制の促進 ・ 診療支援を行う医療機関の取組を支援	地域医療介護総合確保基金を活用し、遠隔地の医師に対する専門医による助言のために必要な経費を支援しました。			
		4 医療情報システムの充実	1 医療情報システムの充実 ・ 北海道救急医療・広域災害システムの充実 ・ 北海道周産期救急情報システム、救急搬送コーディネーター等の活用	北海道救急医療・広域災害システムや周産期コーディネーター事業の運営に精通した事業者へ業務委託しており、医療機関や消防機関等からの照会に対する情報提供、救急患者の受入医療機関との調整に加え、道民からの電話相談対応を行い、全道域での円滑な救急搬送に資する情報提供体制を構築しています。	②比較的順調	検索画面や内容の充実を図るなど、必要な施策を実施することにより、医療情報を効果的・効率的に提供することができました。	【課題】 北海道救急医療・広域災害情報システム等については、利便性の向上や、医療機関情報の内容充実を図るほか、引き続き、関係機関と連携を深め、必要な情報を適切に提供する必要があります。 【今後の取組状況】 北海道救急医療・広域災害情報システム等の運用状況を検証するなど、関係機関との連携を図りながら、事業を運営していきます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
22	医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備	1 医薬品の適正使用の推進	<p>1 医薬分業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬局薬剤師の資質向上、医薬分業の導入が遅れている地域の解消 地域の実情等に合わせた休日・夜間の処方せん受入体制の充実 <p>2 「かかりつけ薬局」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かかりつけ薬局」、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」等の普及啓発 薬局のかかりつけ機能の強化、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」の整備促進 「お薬手帳」の普及、医療機関と薬局の連携強化 <p>3 医薬品の正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品の正しい知識、薬局・薬剤師の役割等の普及啓発 「ほっかいどう・おくすり情報室」の機能充実、周知 	<p>薬局薬剤師の資質向上、医薬分業の導入を促進するため、薬剤師の資質向上につながる研修を北海道薬剤師会を通して実施しています。</p> <p>北海道薬剤師会を通して、「かかりつけ薬局」、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」等の普及啓発を行いました。また、北海道薬剤師会を通して研修会等を開催し、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」の整備を促進しています。</p> <p>医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、「お薬手帳」の普及に向けた啓発を行い、また、医療機関との連携が強化されるよう、薬剤師の研修を実施しています。</p> <p>「薬と健康の週間」等において、医薬品に関する正しい知識や薬局・薬剤師の役割について普及啓発を行っています。</p> <p>北海道薬剤師会医薬情報センターに「ほっかいどう・おくすり情報室」を設置し、医薬品等に関する様々な相談に対応し、医薬品の正しい知識の普及啓発を推進しています。</p>	②比較的順調	<p>薬局薬剤師の資質向上、医薬分業の導入を促進するため、薬剤師の資質向上につながる研修を北海道薬剤師会を通して実施しました。</p> <p>「かかりつけ薬局」、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」等の普及啓発を行い、研修会等を通じて「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」の整備が促進されました。</p> <p>医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、「お薬手帳」の普及に向けた普及啓発を行いました。また、医療機関との連携が強化されるよう、薬剤師の研修を実施しました。</p> <p>「薬と健康の週間」等において、医薬品に関する正しい知識や薬局・薬剤師の役割について普及啓発を行いました。また、「ほっかいどう・おくすり情報室」において、医薬品等に関する様々な相談に対応し、医薬品の正しい知識の普及啓発を推進しました。</p>	<p>【今後の取組方針】</p> <p>引き続き、薬局薬剤師の資質向上、医薬分業の導入を促進するため、薬剤師の資質向上につながる研修を北海道薬剤師会を通して実施していきます。</p> <p>引き続き、北海道薬剤師会を通して、「かかりつけ薬局」、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」等の普及啓発を行います。また、北海道薬剤師会を通して研修会等を開催し、「健康サポート薬局」、「北海道健康づくり支援薬局」の整備を促進します。</p> <p>引き続き、医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、「お薬手帳」の普及に向けた啓発を行います。また、医療機関との連携が強化されるよう、薬剤師の研修を実施します。</p> <p>引き続き、「薬と健康の週間」等において、医薬品に関する正しい知識や薬局・薬剤師の役割について普及啓発を行います。</p> <p>引き続き、北海道薬剤師会医薬情報センターに設置する「ほっかいどう・おくすり情報室」において、医薬品等に関する様々な相談に対応し、医薬品の正しい知識の普及啓発を推進します。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針	
22	医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備	2 医薬品等の供給体制の整備	1 災害時備蓄医薬品等の供給体制 ・ 災害時備蓄医薬品等を第三次医療圏ごとに備蓄するほか、災害時における医薬品等の供給体制を整備	災害発生時に必要となる緊急医薬品等のうち、14薬効群の医薬品等を第3次医療圏ごとに常時備蓄し、医薬品等供給体制を確保しています。	①全体的に順調	災害時備蓄医薬品等は適切に備蓄されています。 ガスえそ、ボツリヌス中毒、ジフテリアの治療に使用される道有医薬品は適切に備蓄され、必要に応じ医療機関へ迅速に供給できる体制が整備されています。 道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体と連携し、ワクチンの安定供給に努めました。	【今後の取組方針】 災害時備蓄医薬品等を常時備蓄し、引き続き、医薬品等供給体制の整備に努めます。 ガスえそ、ボツリヌス中毒、ジフテリアの治療に使用されるワクチン・抗毒素については、引き続き、道有医薬品として道内6箇所に備蓄し、必要に応じ医療機関へ迅速に供給できる体制を整備に努めます。 引き続き、道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体と連携し、ワクチンの安定供給に努めます。
			2 道有医薬品等の供給体制 ・ まれに発生する疾病の治療に使用されるワクチン・抗毒素の備蓄を図るとともに医療機関に備蓄状況を周知	まれに発生する疾病のうち、ガスえそ、ボツリヌス中毒、ジフテリアの治療に使用されるワクチン・抗毒素については、道有医薬品として道内6箇所に備蓄し、必要に応じ医療機関へ迅速に供給できる体制を整備しました。			
			3 インフルエンザワクチンの安定供給 ・ ワクチンの適正使用の推進、安定供給の確保	インフルエンザワクチンの適正使用の推進及び安定供給の確保のため、道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体と連携し、ワクチンの安定供給に努めています。			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
23	血液確保対策	<p>1 血液製剤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道献血推進計画」に定める血液量を目標に血液製剤を確保 	<p>血液製剤の在庫状況の常時把握するとともに、在庫が一定水準を下回ったとき等には「北海道献血推進行動計画」に基づき、必要な対策を講じています。</p> <p>【献血バスの稼働の効率を上げる取組（1日に廻れる企業数を増やす。メインの企業だけではなく、その周辺にある企業に対しても献血の協力を呼び掛ける）、庁内献血（5月、9月、10月（O型のみ）の臨時献血）、1月）の実施】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出自粛、各種イベントの中止、企業の在宅勤務など、様々な対策の実施の影響により、献血ルームへの来場者の減少、移動献血車等の受入辞退により、血液製剤の安定的な確保に支障を来す不測の事態に備え、道、市町村、血液センターが連携し、緊急庁内献血の実施、道内各地の献血場所の確保等に努めています。</p> <p>また、HP等による広報や献血会員登録者に対する献血協力依頼メールの一斉送信など、献血協力への呼び掛けを強化しています。</p>	②比較的順調	<p>北海道献血推進計画に基づく取組目標に対し、①献血者の普及啓発、②若年層対策の強化、③複数回献血者対策、④安心安全な環境整備、⑤献血功労者の表彰など確保するための必要な措置を講じ、確保すべき目標値及び確保するために必要な献血者数を概ね達成しています。</p>	<p>【今後の取組方針】</p> <p>北海道における輸血用血液製剤の需給については、高齢者人口の増加に伴い、医療需要は増加するものの、医療技術の進歩等により血液製剤の需要量は満たされている現状にあります。</p> <p>しかしながら、近年、若年層の献血者が減少傾向にあることから、①医療需要推移の検証、②献血可能人口推移、③男女別・年代別・献血種別献血者推移の分析、④若年層献血者確保対策など、地域特性を踏まえた効果的かつ継続的な献血推進活動を進めていきます。</p>
<p>2 献血に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血に関する広報活動等による普及啓発の実施 	<p>道政広報コーナーを活用した献血パネル展やYouTubeやLINEなどSNS広告を活用した広報及びオリジナルポスターの作成、学生に対する献血セミナーの実施するなど、積極的な普及啓発に努めています。</p>					
<p>3 献血推進組織の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体等の献血推進組織の活性化、育成による献血者の安定的な確保 	<p>①献血功労者表彰（R3道内表彰数 厚生労働大臣表彰状4団体、厚生労働大臣感謝状9団体、知事表彰状10団体）、②北海道学生献血推進代表者会議の開催（年3回）③ライオンズクラブ献血推進セミナー（年1回）</p>					

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
23	血液確保対策	4 血液製剤の適正使用の推進 ・ 医療機関における血液製剤の適正使用の推進を図る	<p>医療関係者に対し、輸血用血液製剤の適正な使用や院内体制の整備などについての研修として、医療機関における輸血用血液製剤の適正使用を推進することを目的とした北海道合同輸血療法研修会をR3年度は、オンラインで開催しました。</p> <p>血液製剤適正使用が推進できる体制を構築するため、道内の医療機関における血液製剤適正使用の取組状況などを把握することを目的として、道内の輸血用血液製剤を使用した実績のある医療機関を対象にアンケート調査を実施しました（調査対象期間 R3年度：12月10日～1月24日 対象施設610施設）。</p>		(前ページに記載)	(前ページに記載)

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
24	医 師	<p>1 医師確保対策に係る体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道医療対策協議会」における協議検討 ・「北海道地域医師連携支援センター」における対策の推進 <p>2 道全体の医師数確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定的に増員されている医育大学の入学定員の維持のため、国に対する働きかけを実施 ・臨床研修病院合同説明会の開催、指導医対象の研修会の開催 ・若手医師・学生へのアプローチ強化による臨床研修医、専攻医の確保 ・道外からの臨床研修医確保 ・道外からの医師招へい ・青少年を対象とした医療体験学習会等による将来の医療人材の育成を推進 ・医療機関の勤務環境改善 ・女性医師の復職相談や復職研修、短時間正規雇用制度の導入等を支援 	<p>医育大学、行政機関等関係機関・団体で構成する「北海道医療対策協議会」において、地域医療を担う医師の確保、養成に関する在り方を協議・検討し、関係施策を推進しています。</p> <p>道庁内に「北海道地域医師連携支援センター」を設置し、地域枠医師のキャリア形成支援や医師少数区域の医師確保等について支援しています。</p> <p>暫定的に増員されている医育大学の入学定員の維持について、厚生労働省及び文部科学省に対して、要望しています。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、道内の臨床研修病院をPRする合同プレゼンテーションをオンライン開催したほか、ホームページや、SNS（FaceBook、Twitter）、民間事業者のコンテンツを活用し、若手医師や学生等に向けた情報発信についても積極的に取り組みました。</p> <p>道外医師の移住促進に向け、地域の医療機関の情報のみならず、地域の情報も含めたPR冊子を作成し、道外からの医師招へいに取り組んでいます。</p> <p>女性医師の道内での就業確保を図るため、働きやすい職場の環境整備に取り組む医療機関に対して助成を行っています。（令和3年度は14施設）</p>		<p>地域枠制度により地域で勤務する医師が着実に増加しているほか、ドクターバンク事業や地域医療支援センター運営事業、緊急臨時的医師派遣事業により地域において一定程度の医師が確保されているものの、医師の地域偏在の解消には至っていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の事業に影響があったところですが、オンラインを活用するなど実施方法を工夫しながら取り組みを進めました。</p>	<p>【課題】 地域で勤務する医師が一定程度確保されているものの、医師の地域偏在解消には至っていない。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業実施に影響がある。</p> <p>【取組方針】 医療計画の一部として、令和2年3月に策定した「医師確保計画」に基づき、北海道全体の医師数の維持・確保するとともに、医師会や医育大学、市町村などと連携し、二次医療圏の医師偏在是正に向け、引き続き、実効性を確保しながら具体的な施策を推進していきます。 また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、実施の時期や方法を検討しながら取組を進めていきます。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
24	医 師	3 地域・診療科間のバランスの取れた医師確保対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域枠制度の安定的な運営 ・自治医科大学卒業医師、地域枠医師のキャリアサポートに努める ・自治医科大学卒業医師、地域枠医師の配置 ・緊急臨時的な医師派遣体制の整備 ・北海道地域医療振興財団の取組の促進 ・地域の中核的医療機関の機能強化を図るとともに代替医師及び診療協力のための医師派遣を促進 ・地域医療実習の促進 ・専門研修プログラムの確認 ・医育大学からの指導派遣等により、地域の研修体制を整備 	<p>医学生に対して地域枠制度説明会やキャリア形成セミナーを実施しています。また、医療対策協議会において、地域枠医師のキャリア形成に配慮した義務年限の中断を導入するなど、制度の安定的な運営に向け、協議しています。</p> <p>自治医科大卒業医師及び地域枠医師を地域の医療機関に配置しています。(R3年度自治医大卒医師8名、地域枠医師67名)</p> <p>緊急臨時的医師派遣事業により地域の医療機関に医師を派遣しています。(R3年度 延べ1,655日)</p> <p>北海道地域医療振興財団が実施するドクターバンク事業に助成し、地域で勤務する医師を確保しています。(R3年度 紹介成立15名、代替医師派遣延べ3,053日)</p>	③一部に努力を要する	(前ページに記載)	(前ページに記載)
		4 医師不足が顕著な地域・領域への対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・著しい医師不足地域への医師確保対策を推進 ・周産期医療志望者の確保対策を推進 ・医師数が減少している領域の現状把握・分析、取組を促進 	産科医師の養成・確保を図るため、道内医育大学の産科医師養成に係る取組を支援しています。			
		5 総合診療医の養成・活用対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・総合診療教育の促進 ・総合診療医の確保・活用 ・総合診療医と他の専門診療科や多職種との連携を促進 	総合診療医に対する理解を深めるための専攻医・研修医・学生を対象とした研修会や総合診療専門医を取得した若手医師を指導医として養成し、今後の道内勤務につなげる取組を行う医療機関に対して助成を行いました。			
		6 医師確保に向けた国への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・地域偏在や診療科偏在の解消に向けた制度の改善、財政支援措置の拡充等を国へ働きかけを実施 	暫定的に増員された医育大学の入学定員を維持することや、医師の少ない地域での勤務を促す環境整備に必要な財政措置の充実などについて国へ要望しています。			

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
25	歯科医師及び歯科衛生士	<p>1 地域医療を担う歯科医師の確保 ・ 離島、へき地に対する歯科医師の派遣、北海道地域医療振興財団による歯科医師の確保を促進</p> <p>2 歯科医師の資質向上 ・ 専門的研修などの取組を促進</p> <p>3 歯科医師養成への支援 ・ 歯科医師の養成確保を促進</p> <p>4 歯科衛生士の育成 ・ 歯科衛生士の資質向上の取組を推進</p>	<p>年3回、羽幌町天売地区及び焼尻地区に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士から構成される歯科診療班を派遣し、歯科医療確保が困難な離島の地域住民に対し歯科診療を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い一部を中止しました。</p> <p>北海道歯科医師会等と連携を図りながら、特殊歯科医療対応歯科医師研修、歯科医療従事者認知症対応力向上研修及び院内感染防止対策セミナー等の研修を実施しています。</p> <p>該当する機関からの支援要望がなかったため、実施していません。</p> <p>食・口腔機能改善専門職等養成事業により、地域ケア個別会議や一般介護予防事業の場において、多職種役割やケアプランを踏まえたうえで適切な助言をすることのできる歯科衛生士等を養成する研修を実施しています。</p>	③一部に努力を要する	<p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大により天売・焼尻地区各1回の歯科診療班派遣事業が中止となりました。</p> <p>歯科専門職の資質向上に向けた研修会のR3年度のそれぞれの受講者数は、障がい者歯科医療協力医講習会:179名、歯科医療従事者認知症対応力向上研修:84名、院内感染防止セミナー及び医療安全に関するセミナー:556名でした。</p>	<p>【課題】 派遣する歯科医療チームの高齢化に伴う従事者の確保や天候に左右されやすい派遣体制の維持が困難になっており、安定的な歯科医療提供体制が必要です。</p> <p>歯周病予防や、地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士の需要が高まっていますが、人口10万人当たりの歯科衛生士数（R2年度末）は、全道平均（125.0人）では全国平均（113.2人）を上回るものの、第二次医療圏ごとに見た場合には、半数以上の圏域で全国平均を下回るなど、歯科衛生士の地域偏在が生じています。</p> <p>【今後の取組方針】 道内における歯科医師養成大学等と連携しながら、引き続き歯科医師の確保が困難な離島における歯科医療の確保に努めるとともに、へき地等に対する安定的な歯科保健医療の提供体制の構築に向けた検討を行います。</p> <p>地域における歯科保健医療が確保するため、限られた医療資源を最大限活用出来るよう、歯科衛生士の知識・技術の向上に努めます。</p> <p>歯科保健・医療の質の向上を図るため、関係団体と連携を図りながら、歯科医療従事者の資質向上の取組を推進します。</p>

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
26	薬剤師	1 薬剤師の確保 ・ 未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援 ・ 薬剤の需給動向の把握、適正配置が図られるよう努める ・ 道内薬科大学における学生の長期実習の地域での受け皿づくりに努める	北海道薬剤師会が主体となって実施する、未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援しました。特に、薬剤師が確保が困難な地域の医療機関及び薬局への薬剤師派遣を実施し、適正配置が図られるよう努めています。 また、道内薬科大学における学生の地域での受け皿作りに努めています。	②比較的順調	未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援しました。特に、薬剤師が確保が困難な地域の医療機関及び薬局への薬剤師派遣を実施し、適正配置が図られるよう努めました。また、道内薬科大学における学生の地域での受け皿作りに努めました。 患者への適切な医薬品情報提供や在宅医療における医薬品等の供給及び服薬指導の実施等に薬剤師が的確に対応できるよう、研修等を実施しました。	【今後の取組方針】 引き続き、北海道薬剤師会が主体となって実施する、未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援します。特に、薬剤師が確保が困難な地域の医療機関及び薬局への薬剤師派遣を実施し、適正配置が図られるよう努めます。 また、道内薬科大学における学生の地域での受け皿作りに努めます。 引き続き、北海道薬剤師会を通じて、患者への適切な医薬品情報提供や在宅医療における医薬品等の供給及び服薬指導の実施等に薬剤師が的確に対応できるよう、研修等の実施を支援します。
		2 薬剤師の資質向上 ・ 薬剤師の資質向上に向けた取組を支援	患者への適切な医薬品情報提供や在宅医療における医薬品等の供給及び服薬指導の実施等に薬剤師が的確に対応できるよう、北海道薬剤師会を通じて研修等を実施しています。			
27	看護職員	1 養成数や教育環境の確保 ・ 看護職員養成所の運営、施設整備等を支援するとともに、十分な財政支援措置を国へ働きかける ・ 小中学生等が看護職を志望する動機となるよう「ふれあい看護体験」等を実施するとともに、看護職員養成所へ教育訓練給付金制度などの活用を働きかける ・ 看護学生への修学資金貸付 ・ 看護職員養成所の看護教員の養成・質の向上を図るとともに実習指導者の養成など学生実習の受入体制の整備を支援 道立高等看護学院の適切な運営	看護師等養成所の開設や運営等に対する相談に応じ支援するとともに、看護師等養成所の専任教員養成講習会や実習施設の実習指導者講習会を実施しています。 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年と比較すると「ふれあい看護体験」を実施する施設は少ないものの、WEBを活用した報告会を行うなど、看護の魅力ややりがいについて普及啓発を実施しています。 看護職員養成施設に在籍し、将来、道内での就業はもとより、看護職員が不足する地域での就業を予定している学生に修学資金の貸付を行っています。	②比較的順調	「養成確保」、「就業定着」、「再就業促進」、「人材育成」、「地域偏在の解消」に向けた各種取組により、道内における看護職員の就業者数は増加している。	【課題】 道内の看護職員就業者数は増加しているものの、第8次北海道看護職員需給推計では、2025年時点における北海道の看護職員は、看護職員の都市部への集中のほか、在宅・介護分野の需要が多くなり、1,415人不足すると見込まれることから、「地域偏在の解消」や「訪問看護人材の確保」に向けた取組を進めていく必要があります。 【今後の取組】 医療計画に基づいて行ってきたこれまでの基本的な看護職員確保対策を関係機関等とも連携を図りながら、一層効果的、効率的に推進していきます。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
27	看護職員	<p>2 就業定着や離職防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内保育所の運営、多様な勤務形態の導入、勤務環境改善のための施設整備等の取組を支援 ・ 北海道ナースセンターと連携し、医療機関の主体的な勤務環境改善、個々の課題やニーズに応じた支援を実施 ・ 新人看護職員研修の支援 ・ 北海道ナースセンターの支所機能の充実を図り、勤務環境改善に向けた働きかけを強化 	<p>病院内保育施設への運営費補助や新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援を行うとともに、北海道ナースセンター事業の実施や北海道医療勤務環境改善支援センターとの連携により、医療機関の勤務環境改善に対する支援を実施しています。</p>		(前ページに記載)	(前ページに記載)

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
28	看護職員	3 未就業看護職員の再就業促進 ・ 就業斡旋体制の強化 ・ 就業斡旋相談や復職支援研修により再就業の不安軽減を図る ・ 北海道ナースセンターの支所機能の充実	北海道ナースセンター事業において、未就業看護職員の就労相談や無料職業紹介を行うとともに、求人・求職合同面接会の開催や再就業支援研修等を実施しています。 届出制度を活用し、離職者を求職者になるよう働きかけるとともに、都市部の経験豊富な離職看護師等を地域の病院等へ派遣する「地域応援ナース」による支援を実施しています。	②比較的順調		
		4 人材の育成 ・ 人材育成の体制整備の促進、地域の小規模病院の研修支援、教育に携わる人材の育成 ・ 地域包括ケアの構築に向けた研修の実施 ・ 看護職に対し、在宅移行や退院支援機能の強化等に向けた研修の実施 ・ 特定行為に係る研修制度の普及啓発、地域の実情に応じた研修体制の検討 ・ 保健師、看護師、助産師の職能ごとの研修を行い人材育成を推進 ・ 准看護師の通信制等による修学を支援	新人育成に取り組む病院への支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療人材の育成を図るため、地域看護職員研修や訪問看護師養成研修、訪問看護管理者養成研修等を実施するとともに、新任期の訪問看護師の育成を図るため、関係機関と連携の上、教育プログラムを作成しています。 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、WEBを活用するなど開催方法を工夫し、それぞれの職能に期待される役割や専門性が発揮できるよう研修事業を実施しています。			
		5 地域での就業促進 ・ 地域の病院等へ看護職員等を派遣・出向 ・ 看護学生への修学資金の貸付、養成所への運営支援の実施 ・ 地域の課題に応じた看護職員の確保対策に向け、看護管理者等との連携を推進	地域での就業を促進するため、修学資金の貸付、民間の看護師等養成所の運営に対する支援のほか、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や地域応援ナースの派遣などを実施しています。 地域で就業する看護職員を増やすため、修学資金貸付制度の見直しを実施するとともに、地域の実情や課題に応じた看護職員の確保対策を展開するため、各道立保健所において、地域看護連携推進会議等を実施しています。			

道内における看護職員就業者数 (各年12月末現在常勤換算数)	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
保健師	2,845.4	2,918.5	2,920.5	2,865.7
助産師	1,541.4	1,552.0	1,538.6	1,503.3
看護師	53,913.3	57,214.1	59,589.4	61,981.9
准看護師	17,347.4	16,130.4	14,822.0	13,227.9
合計	75,647.5	77,815.0	78,870.5	79,578.8

ふれあい看護体験	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数	2,360	2,212	59	284
実施施設数	237	242	3	35
「看護師になりたい気持ちが強まった」割合 (ふれあい看護体験報告会アンケート)	98.0%	89.3%	-	96.8%

ナースセンター事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ナースセンター登録者数	4,317	4,056	4,432	6,513
就職件数(延)	983	913	964	1,298
就業斡旋相談件数	27,709	18,626	20,235	23,776
支所相談件数	8,868	5,916	5,612	6,385

※令和元年度から相談件数の集計方法を変更

各研修受講者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域看護職員研修	1,549	1,620	304	337
訪問看護師養成講習会	28	35	-	86
訪問看護管理者養成研修	37	29	20	29
統括保健師研修	15	17	-	17
助産師外来実践能力向上研修	156	124	182	149
看護職員専門分野研修	40	37	32	45
地域看護連携推進会議	847	695	459	523

地域応援ナース	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣者数	16	13	16	19
登録者数	33	24	34	30
派遣圏域数	6	6	6	6
地域応援ナースから就業した数 (圏域内での就業を含む)	3	0	0	2

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
28	理学療法士等	1 各職種の配置状況等の把握、需給推計を踏まえた理学療法士等の確保	国の需給推計の結果が示されていないが、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の配置状況の把握に努めています。	②比較的順調	平成29年の病院従事者数の人口1万人当たりでは、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士ともに全国平均を上回っています。 ※人口1万人当たり 理学療法士 (道:7.3人、全国:6.2人) 作業療法士 (道:4.9人、全国:3.6人) 言語聴覚士 (道:1.7人、全国:1.2人)	【今後の取組方針】 国における需給推計の結果などを踏まえつつ、関係団体の意見を聞きながら、理学療法士等の確保が図られるよう取組を進めます。
		2 回復期機能を整備する医療機関における理学療法士等の確保、資質向上の取組を支援	回復期機能を整備する医療機関における理学療法士等の確保に対して支援を行っています。		回復期機能を整備した医療機関に必要なとされる理学療法士等のリハビリテーション専門職が配置されました。 ・病床機能分化・連携促進基盤整備事業 R3 22名の雇用を支援	【今後の取組方針】 地域で不足している回復期機能の確保のため、引き続き、理学療法士等の確保や資質向上を図るための取組に対して支援します。
29	管理栄養士・栄養士	1 在宅療養支援に従事する管理栄養士・栄養士の登録促進	従前の在宅栄養士バンク事業を北海道栄養士会が主体として実施してきた栄養ケアステーション事業と統合し、「北海道管理栄養士・栄養人材登録システム事業」として再構築・推進しています。	②比較的順調	登録された人材により、各種栄養ケア活動が地域で展開され、切れ目のない食支援が提供されています。 また、道内の栄養士養成施設からは、毎年一定程度の有資格者が輩出されています。 ・ [R3免許取得者数] 575名	【今後の取組方針】 効果的・効率的な人材確保対策の推進が図られるよう、潜在管理栄養士・栄養士の登録事業への登録を促進します。
		2 資質の向上を図るための取組支援	栄養ケアステーション事業（北海道栄養士会） 平成28年度から、就労可能な在宅の管理栄養士・栄養士を対象に、食事療養支援等に関する研修が開催されています。		北海道栄養士会において、在宅栄養ケア研修会が開催される等人材育成が図られました。 また各支部においてもスキルアップのための研修会等が開催されています。	【今後の取組方針】 引き続き 就労可能な管理栄養士・栄養士の把握や資質の向上に対する支援を北海道栄養士会と連携し行います。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
30	その他医療従事者の役割	1 多職種連携等を目的とした会議、研修会への参加を働きかけ、情報共有や資質の向上を図る	保健所のコーディネートのもと、第二次医療圏ごとに多職種連携協議会を設置し、医療介護従事者参加の研修会等を開催しました。 ・ [R3年度] 実施した二次医療圏 18 圏域	②比較的順調	各第二次医療圏ごとに多職種連携協議会において、医療介護従事者等多職種の研修会等を開催しています。 〔達成状況〕 18 圏域 / 21 圏域	【課題】 新型コロナウイルスの影響により、研修会等の開催を中止するなどの影響が出ています。 【今後の取組方針】 第二次医療圏ごとに多職種連携協議会において、医療従事者等を対象にした研修会等のWEB等による開催可能な方法を検討、実施し、医療従事者間の情報共有や資質の向上を図ります
		2 医師事務作業補助者の配置を促進	医療機関における勤務環境の改善を促進するため、医師事務作業補助者を配置した医療機関に対し、助成しています。 ・ [R3年度] 2 病院	②比較的順調	医師事務作業補助者の配置を支援し、医師の事務負担軽減を図りました。	【課題】 医療機関が主体的に取り組む勤務環境改善に資する事業として、医師事務作業補助者の配置等の補助制度を展開しているが、活用する医療機関が少ないため、医療機関に対して更なる周知が必要です。 【今後の取組方針】 医療従事者の業務負担を軽減し、離職防止や定着促進を図るためには、医療機関における主体的な勤務環境改善の取組が必要であることから、引き続き補助制度の活用を促進するとともに、広く普及活動を行います。

No.	疾病・事業等の名称	施策の展開内容	主な事業の推進状況	評価 (進捗状況)	評価理由	課題と今後の取組方針
31	医療従事者の勤務環境改善	1 北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会において、勤務環境改善に向けた取組を協議・検討	北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会を開催し、北海道医師会をはじめとする医療関係団体等と、勤務環境改善に向けた取組について協議・検討を行っています。	②比較的順調	北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会を開催し、医療関係団体及び労働関係団体との情報の共有化が図られています。 また、道内の医療機関に対する個別支援や訪問件数は前年より増加したほか、留置調査やセミナーの実施等により、順調に支援できています。	【課題】 各医療機関においては、これまで新型コロナウイルス感染症対策に優先的に取り組んできたこともあり、一部で医師の働き方改革への対応が遅れが見られることから、令和6年4月の医師の時間外労働上限規制の適用開始に向け、各医療機関における現状と課題等の把握や、自主的な勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。 【今後の取組方針】 北海道医療勤務環境改善支援センターにおいて、引き続き、医療機関への専門的かつ、きめ細やかな支援に、これまで以上に取り組むとともに、労務管理や労働時間に関するセミナーを開催し、制度の周知、啓発に努めるほか、病院及び有床診療所を対象とした実態調査を行い、その結果を関係機関と共有するとともに、個別の医療機関への働きかけや関係機関との調整を行いながら、医師の働き方改革と地域医療の確保が両立できるよう取組を進めていきます。
		2 北海道医療勤務環境改善支援センターの総合相談窓口の強化、効果的な取組事例の情報共有を促進	各医療機関のニーズに応じて、医療経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザーが勤務環境改善の支援を行っています。 各種セミナーにおいて、道内の医療機関の取組事例を紹介するなど、支援状況の共有を図っています。 ・個別支援医療機関 R3：62箇所 R2：21箇所 ・セミナー開催 R3：3回 R2：2回			
		3 北海道医療勤務環境改善支援センターと北海道地域医師連携支援センターや北海道ナースセンター等との連携強化	北海道医療勤務環境改善支援センター運営協議会において関係団体の出席のもと、各医療機関における勤務環境改善状況や、北海道医療勤務環境改善支援センターの医療機関への支援状況などの情報を共有しています。			